

第2期
新発田市子ども・子育て支援事業計画



きらちゃん

りんちゃん

令和2年3月
新発田市

はじめに

少子高齢化・核家族化がさらに進み、共働き世帯の増加や地域住民のつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感の高まりなど、教育・保育をめぐる子育て支援のニーズは多様化しています。



新発田市では、これまで子ども・子育て支援に関する様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連立法に基づき、「子育ての楽しさ実感— 子育てを家族、地域が支えるまち 新発田 —」を基本理念とする「新発田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな制度のもとで、妊娠から就学までの切れ目のない支援体制の整備、待機児童の解消、保育環境の充実、支援の必要な子どもたちの支援体制の充実など、多様な子育てニーズに対応するための、各種子育て事業の推進に努めて参りました。

このたび、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、保護者が安心して子育てできる環境づくりを、行政と地域全体が共に、より一層推進していくことを目指し、新たに「第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、家庭、地域、学校、関係機関そして企業等の皆様と連携し、御協力をいただきながら、本市の将来像である「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向けて、引き続き努力して参ります。

終わりに、今回の計画策定にあたり、慎重な御審議をいただいた「新発田市子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査に御協力いただいた保護者の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

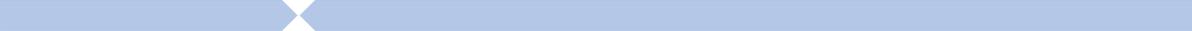
新発田市長 二階堂 馨

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 新発田市の現状	5
1 人口および世帯数	6
2 出産・婚姻	8
3 就労の状況	11
4 児童の状況	13
5 母子保健の状況	17
6 子ども・子育てに関するニーズ調査結果の概要	21
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念と基本的な視点	40
2 基本目標	41
3 施策の体系	42
第4章 施策の展開	43
個別目標1 地域における子育ての支援	44
1 子育て支援サービスの充実	44
2 保育サービスの充実	46
3 地域における子育て支援のネットワークづくり	47
4 児童健全育成の取組の推進	47
個別目標2 母親並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	48
1 子どもと母親の健康の確保	48
2 食育の推進	50
3 思春期保健対策の充実	51
4 小児医療等の充実	51
個別目標3 子育てを支援する生活環境の整備	53
1 良質な住宅、居住環境の整備	53
2 安心して外出できる環境の整備	53
3 安心・安全のまちづくりの推進	54
4 子ども等の安全の確保	54
個別目標4 援助を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取組の推進	56
1 児童虐待防止対策の充実	56
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	56
3 障がい児施策の充実	57

個別目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	59
1 男女の多様な働き方及びワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方の見直し.....	59
2 仕事と子育ての両立の推進.....	60
個別目標6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	62
1 次代の親の育成.....	62
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備.....	62
第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業.....	65
1 計画期間における0歳～11歳人口の推計.....	66
2 教育・保育提供区域設定.....	67
3 幼児期の教育・保育及び地域型保育事業.....	67
4 地域子ども・子育て支援事業量の見込み.....	70
第6章 計画の推進体制.....	81
1 計画の推進.....	82
2 計画の進行管理.....	82
資料編.....	83

第1章



計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子どもの育ち及び子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

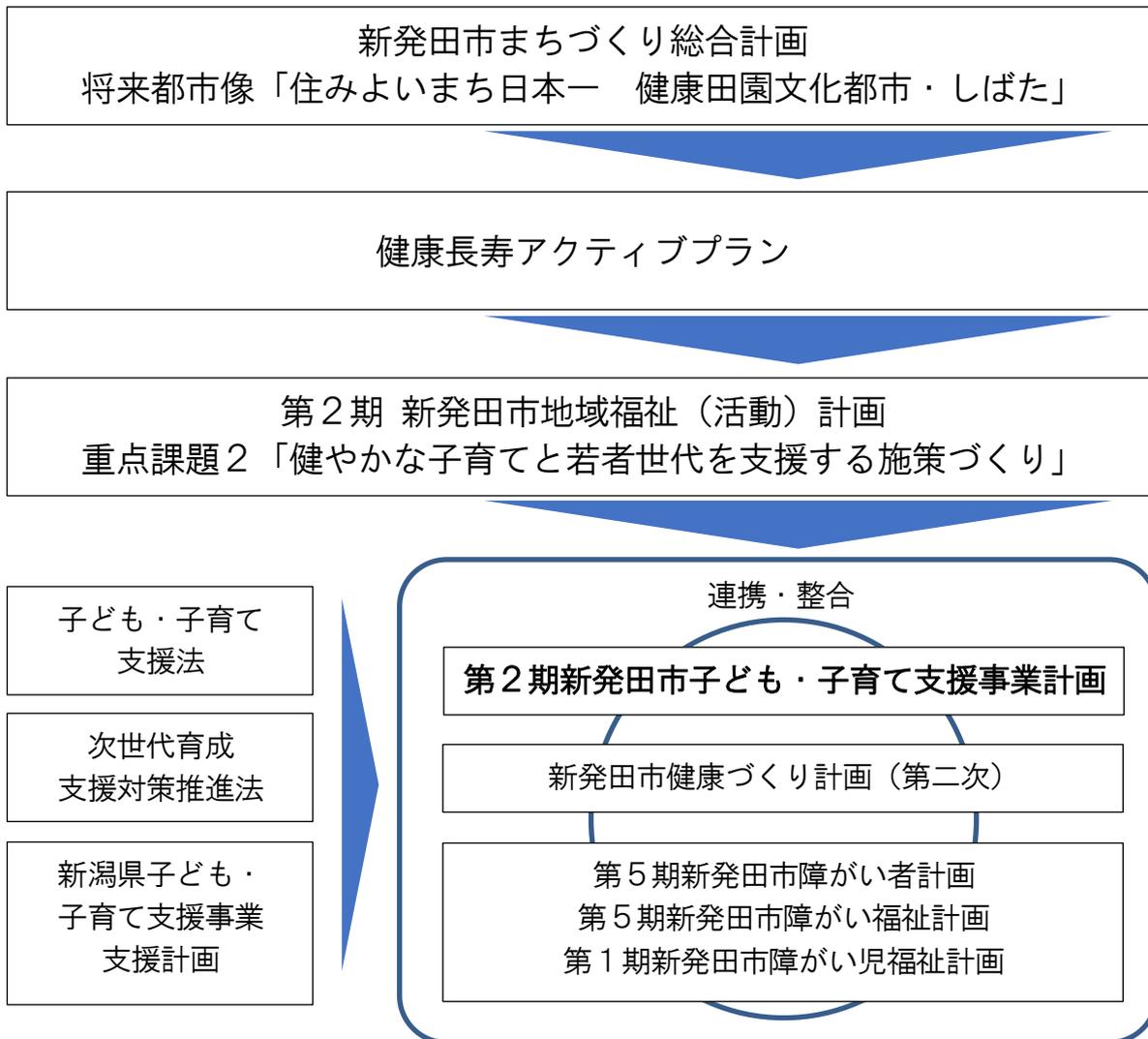
このような社会情勢の変化の中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その後も、平成29年6月には「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定するとともに、令和元年10月からは「子育てのための施設等利用給付」（いわゆる「幼児教育・保育の無償化」）を創設するなど、法第1条目的条文に規定する「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けた施策が実施されています。

本市では、平成17年3月に「新発田市次世代育成支援行動計画」、平成22年3月に「新発田市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、また、平成27年3月には新制度に基づいた「新発田市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、地域における子育て支援、母子保健や、子育てと仕事の両立支援等、幅広い観点から子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

今般、「新発田市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に諸施策を推進するため「第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、直近の状況変化に対応しつつ、関係各計画と連携を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「新発田市次世代育成支援行動計画(母子保健計画を含む。)」を包含し、また、「新発田市まちづくり総合計画(令和2年度～令和9年度)」を最上位計画、「第2期 新発田市地域福祉(活動)計画(平成29年度～令和6年度)」等を上位計画として、「新発田市健康づくり計画」等との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
 また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
新発田市子ども・ 子育て支援事業計画	見直し					
第2期新発田市子ども・ 子育て支援事業計画		▶				

4 計画の策定体制

本計画は、「新発田市子ども・子育て会議」及び市の職員で構成する「新発田市子ども・子育て事業庁内推進委員会」で審議し、パブリックコメントなどを行い、策定したものです。

第2章

新発田市の現状

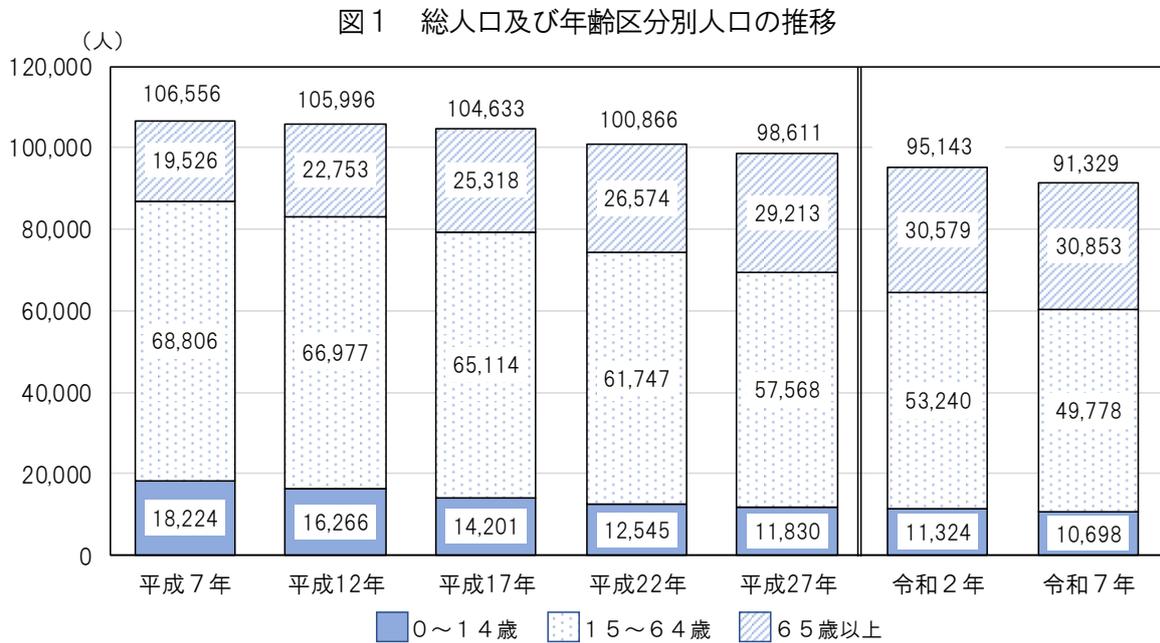
第2章 新発田市の現状

1 人口および世帯数

(1) 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

国勢調査による総人口は、減少傾向で推移し、直近の平成27年には98,611人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によれば、本市の総人口はさらに減少の傾向が続き、令和2年には95,143人、令和7年には91,329人と推計されています。

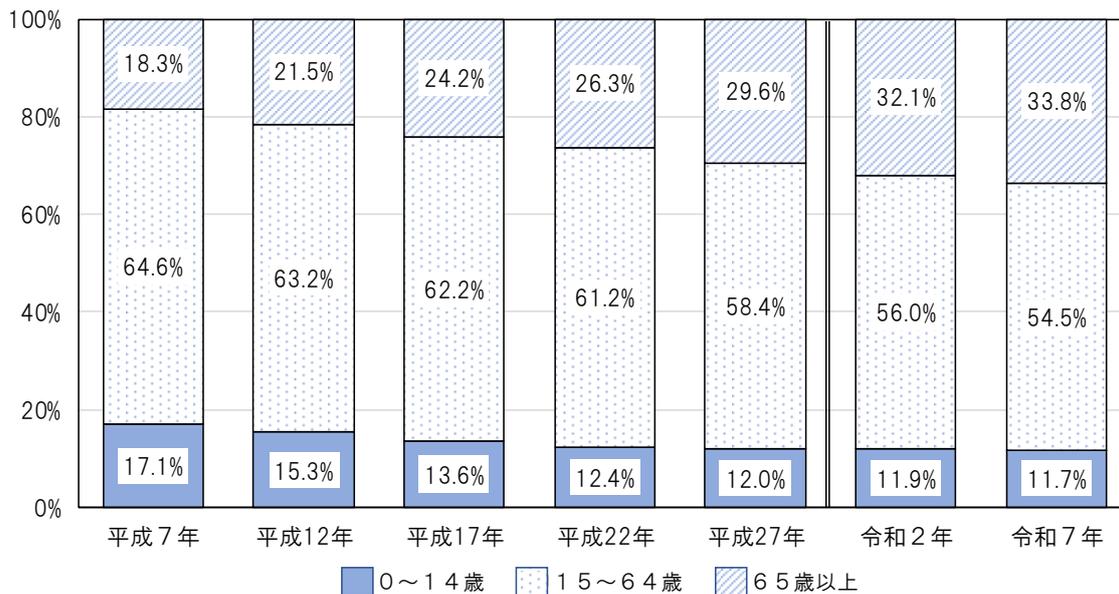


資料：平成27年までは国勢調査。令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）は減少が続き、平成27年の生産年齢人口の割合は60%を下回っています。その一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いており、平成27年には29.6%となっています。

「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」においては、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加はより顕著に進行しますが、本市の年少人口の割合は若干の減少にとどまるものと推計されています。

図2 総人口及び年齢区分別人口割合の推移

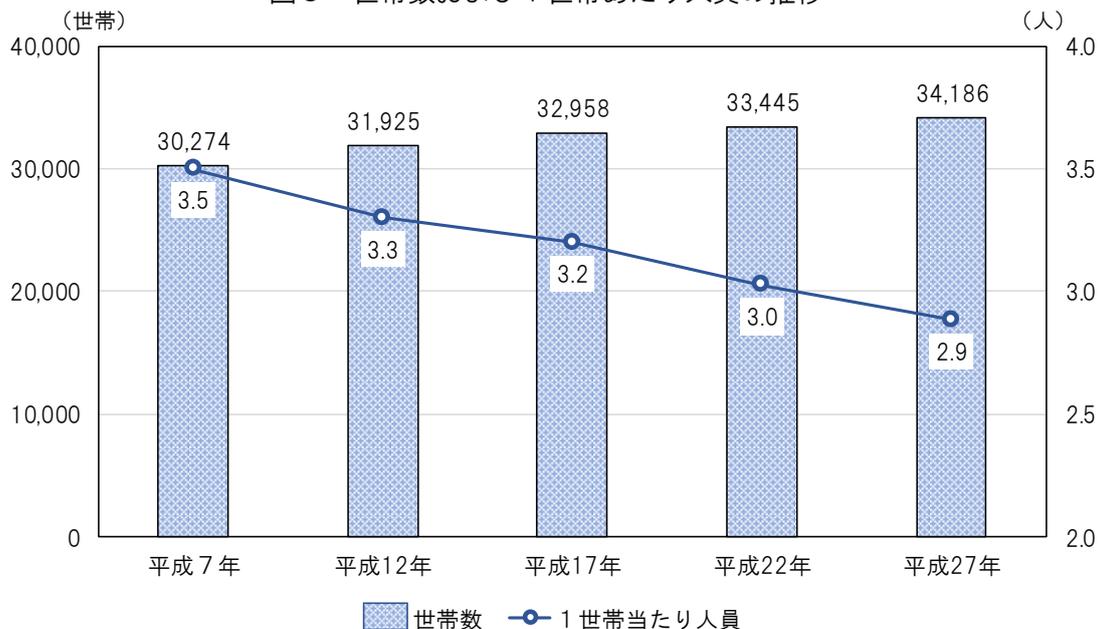


資料：平成27年までは国勢調査。令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、増加を続けており、平成27年には34,186世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少が続いており、2.9人となっています。

図3 世帯数および1世帯あたり人員の推移

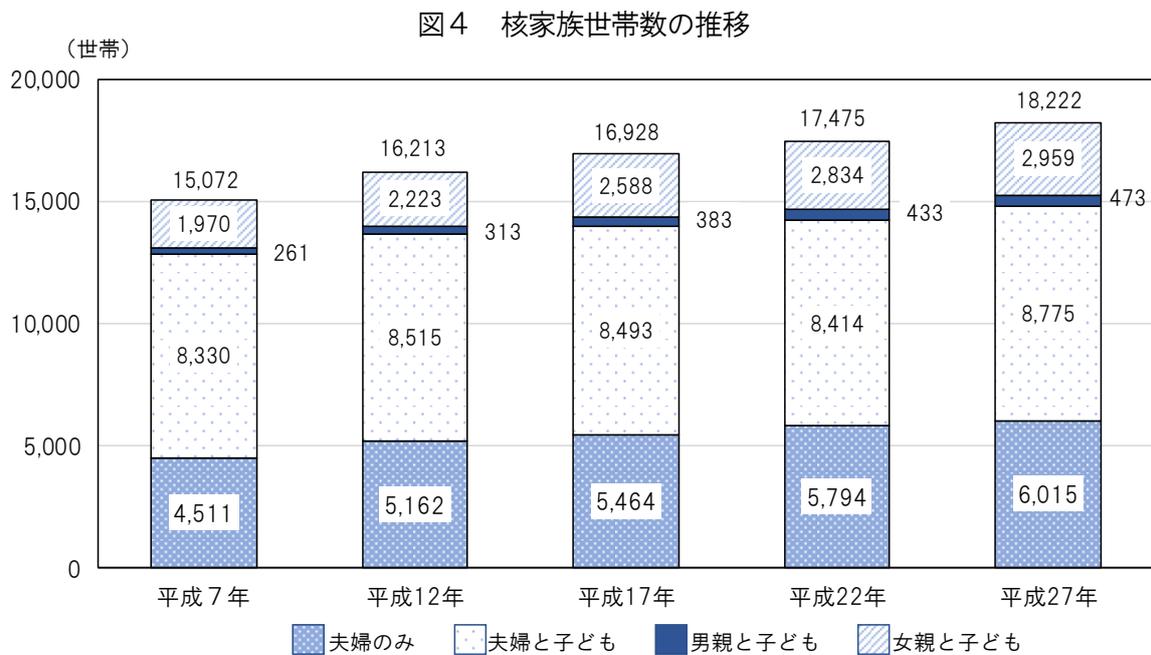


資料：国勢調査

(3) 核家族世帯数の推移

核家族世帯数は、増加傾向で推移しており、平成27年には18,222世帯となっています。

世帯類型別構成をみると、いずれの類型においても平成22年から平成27年にかけて増加しています。



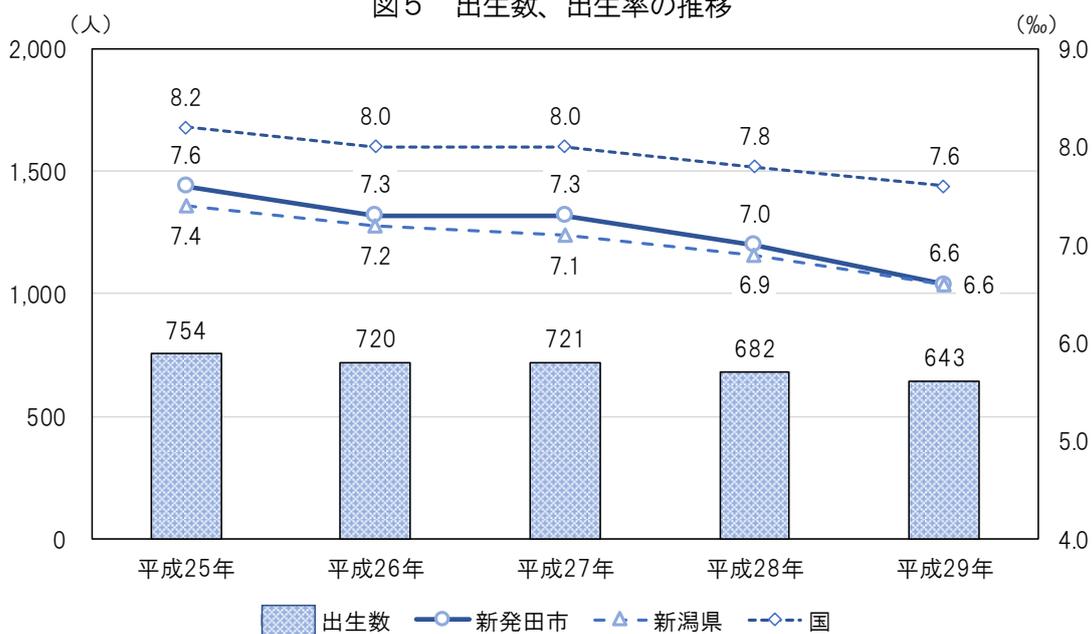
2 出産・婚姻

(1) 出生数、出生率の推移

市の出生数は、平成27年までは700人台でしたが、その後は減少が続いており、平成28年以降は600人台となっています。

国及び新潟県の出生率と比較すると、国よりは1ポイント程度低い水準ですが、新潟県とほぼ同水準で推移しています。

図5 出生数、出生率の推移

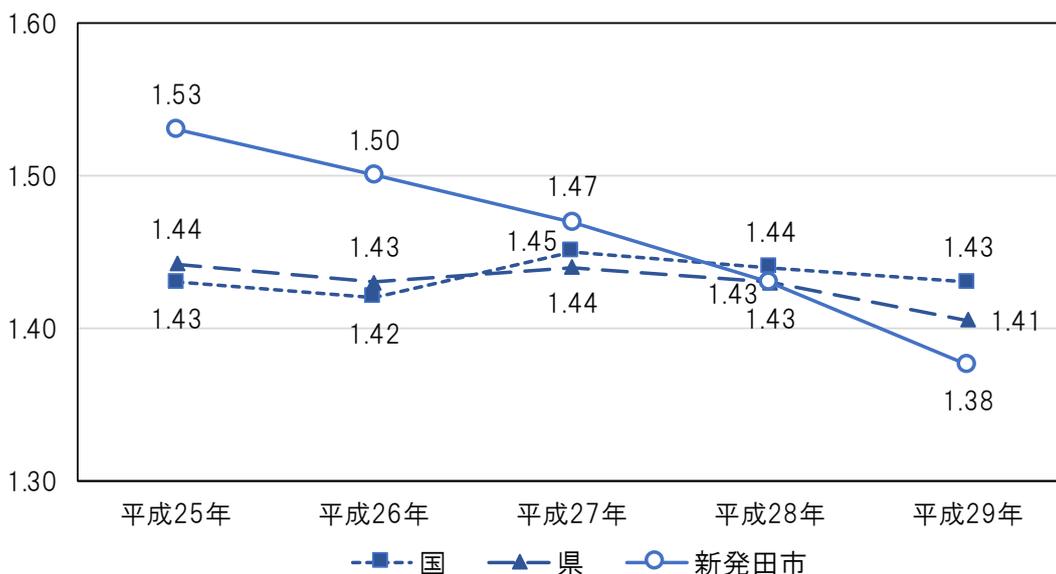


資料：新潟県福祉保健年報（市、県）、人口動態調査（国）

(2) 合計特殊出生率の推移

市の合計特殊出生率は、一貫して減少傾向で推移しており、平成29年には1.38と国及び新潟県よりも低い水準となっています。

図6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

資料：新潟県福祉保健年報

(3) 未婚率の推移

20歳から49歳までの平成22年と平成27年の未婚率の推移をみると、男性の「25～29歳」が0.2ポイント、「35～39歳」が0.9ポイント減少しているのを除けば、未婚率が増加しており、いわゆる未婚化・晩婚化の進行がうかがわれます。

表1 男性の未婚率の推移

(%)

区分	市			県	国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.9	99.6	99.7	99.7	99.7
20～24歳	90.6	91.8	93.6	95.2	95.0
25～29歳	65.9	70.1	69.9	72.5	72.7
30～34歳	46.7	46.7	49.2	47.6	47.1
35～39歳	30.7	37.2	36.3	35.5	35.0
40～44歳	22.7	30.2	32.8	30.5	30.0
45～49歳	17.4	23.7	27.3	27.7	25.9
50～54歳	13.0	18.8	22.2	22.6	20.9
55～59歳	8.7	14.6	18.6	18.4	16.7
60～64歳	3.9	9.3	14.0	14.5	13.6
65歳以上	1.8	2.4	4.5	4.7	5.3

表2 女性の未婚率の推移

(%)

区分	市			県	国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.2	99.3	99.6	99.6	99.4
20～24歳	83.4	87.3	89.5	91.5	91.4
25～29歳	51.2	56.0	58.3	59.7	61.3
30～34歳	29.8	31.8	34.3	33.4	34.6
35～39歳	17.6	21.1	22.1	22.6	23.9
40～44歳	11.1	14.1	17.4	17.6	19.3
45～49歳	8.5	9.2	13.8	14.7	16.1
50～54歳	4.6	6.3	9.3	10.1	12.0
55～59歳	3.9	4.2	6.1	6.5	8.3
60～64歳	3.3	3.5	4.3	4.8	6.2
65歳以上	4.1	2.9	2.9	3.1	4.3

資料：国勢調査

3 就労の状況

(1) 15歳以上居住者の従業・通学状況

市内に在住している市民の従業・通学状況をみると、就業者は48,890人となっておりますが、そのうち、市内で就業している人は32,803人、市外で就業している人は15,550人となっております。市内での就業者が多くなっています。

また、市外での従業地は、新潟市、聖籠町、胎内市の順に、就業者数が多くなっています。

表3 15歳以上居住者の従業・通学状況

(人)

区分	計	就業者	通学者
全体	53,301	48,890	4,411
市内で従業・通学	35,703	32,803	2,900
自宅	5,625	5,625	-
自宅外	30,078	27,178	2,900
市外で従業・通学	17,021	15,550	1,471
県内	16,461	15,140	1,321
新潟市	9,328	8,243	1,085
聖籠町	3,046	3,006	40
胎内市	1,951	1,926	25
阿賀野市	906	900	6
村上市	740	637	103
その他	490	428	62
県外	432	286	146

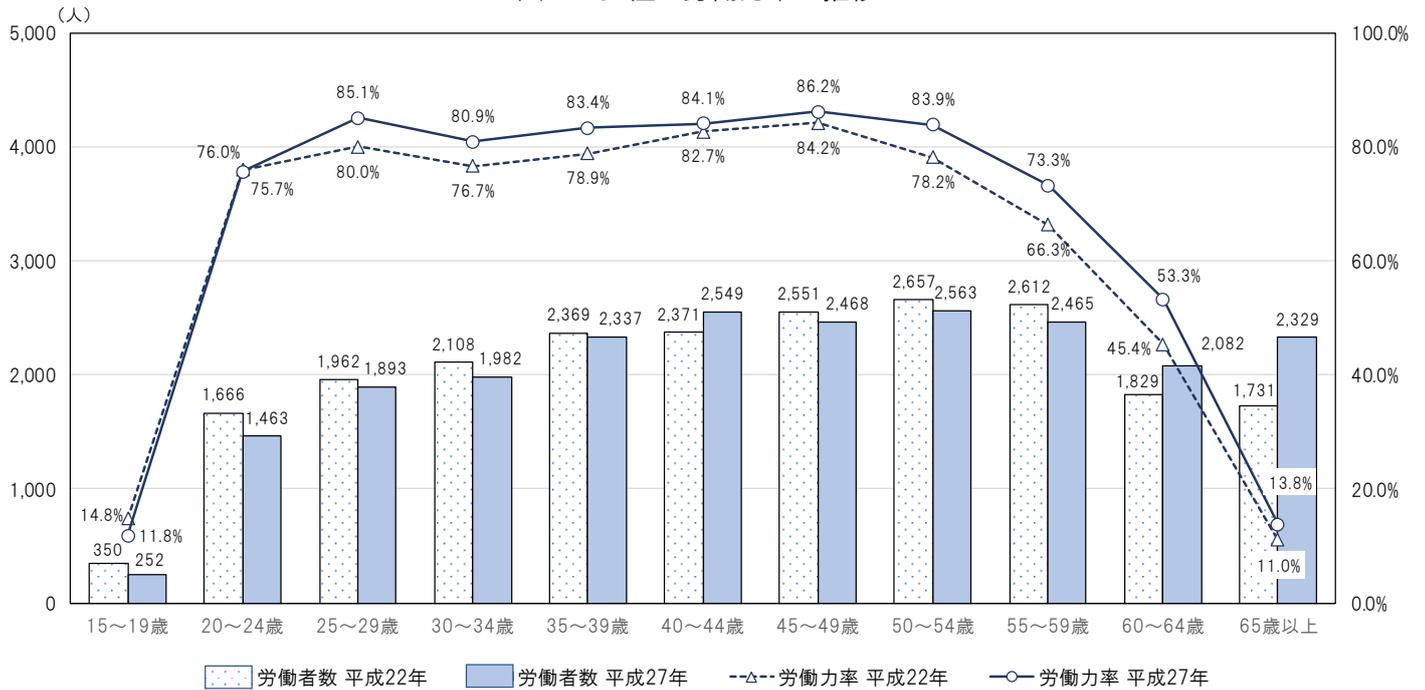
※人数には、就業先・通学先市区町村の「不詳」を含むため、各々の和は一致しません。
資料：平成27年国勢調査

(2) 女性の労働力率の推移

平成22年と平成27年の比較でみると、女性の労働力率が増加するとともに、「M字カーブ」※も解消されつつあります。

ただし、「40～44歳」、「60～64歳」、「65歳以上」を除いて労働者数は減少しています

図7 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

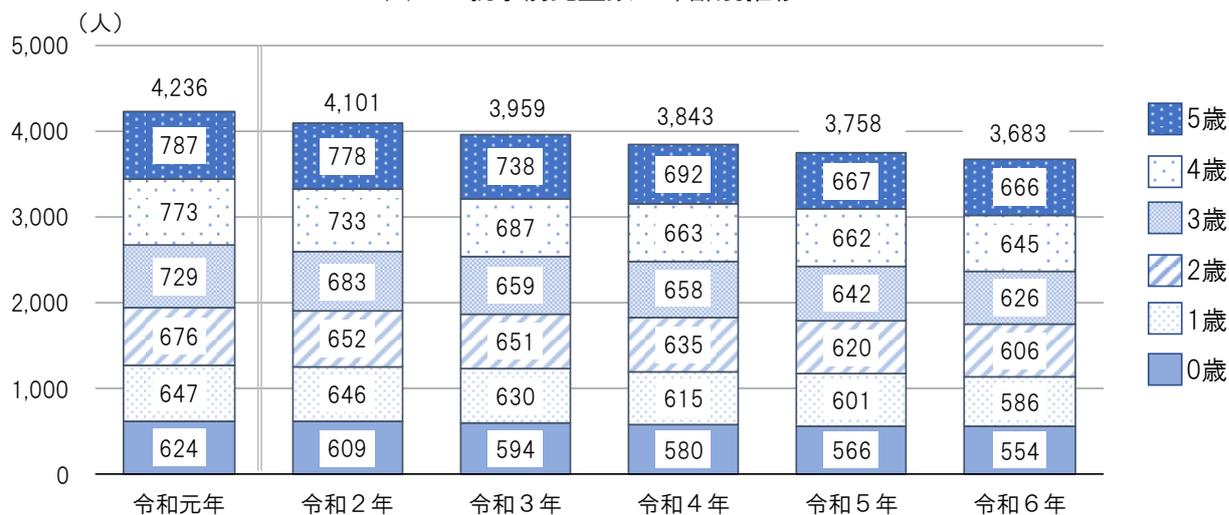
※ M字カーブ：女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきている。

4 児童の状況

(1) 就学前児童数の年齢別推移

令和2年以降の推計では、就学前児童数の減少が続く見通しとなっており、令和3年には4,000人を割り3,959人となり、さらに令和6年には3,683人になるものと見込まれます。

図8 就学前児童数の年齢別推移



※人口推計は、令和元年（平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口）を基準として、コーホート変化率法により算出しています。

(2) 就学前児童の保育状況

各年10月1日時点における保育園及び認定こども園（保育部）の3歳未満児入園児童数は、年々増加傾向にあります。平成29年から平成30年にかけては、6人の増加となっています。また、3歳以上児でも年々微増傾向にあり、平成30年には1,905人となっています。

一方、幼稚園及び認定こども園（幼稚部）の入園児数は減少傾向にあり、10月1日時点において、平成29年から平成30年にかけては400人台で推移しています。

図9 就学前児童の保育園入園状況（3歳未満児）

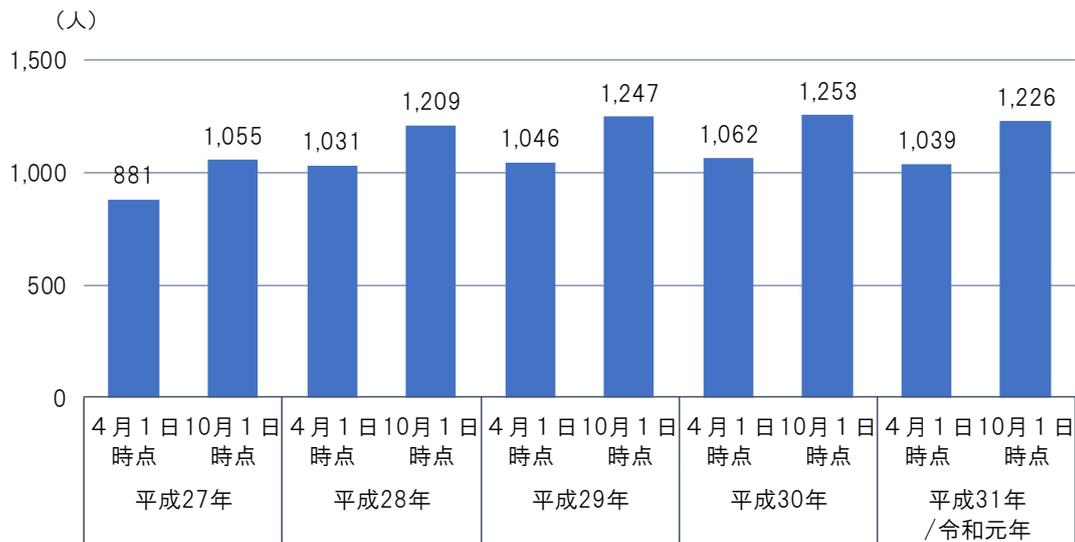
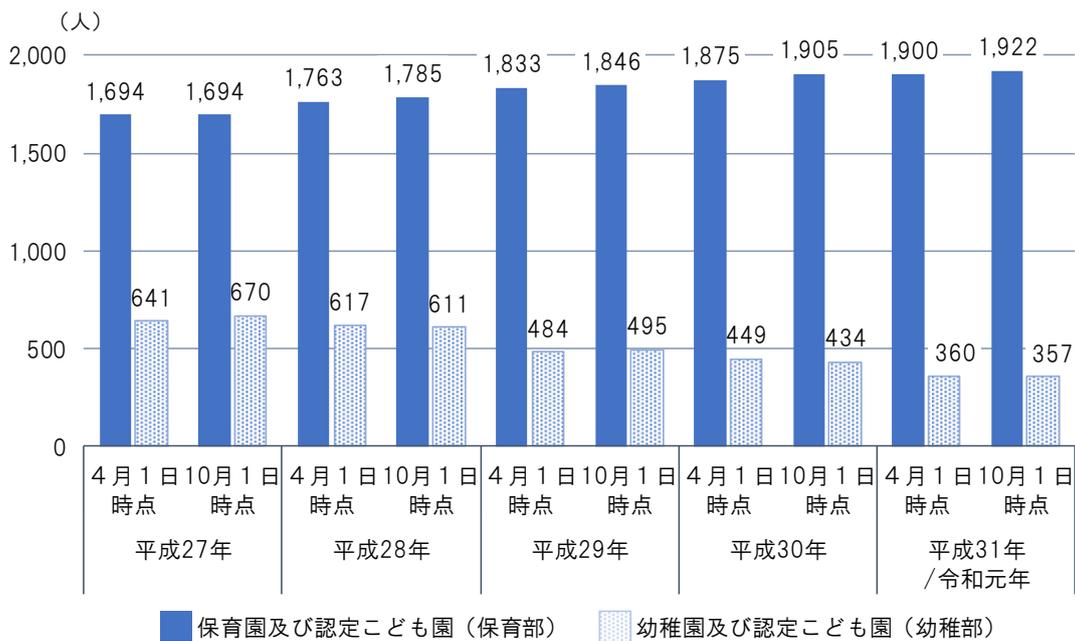


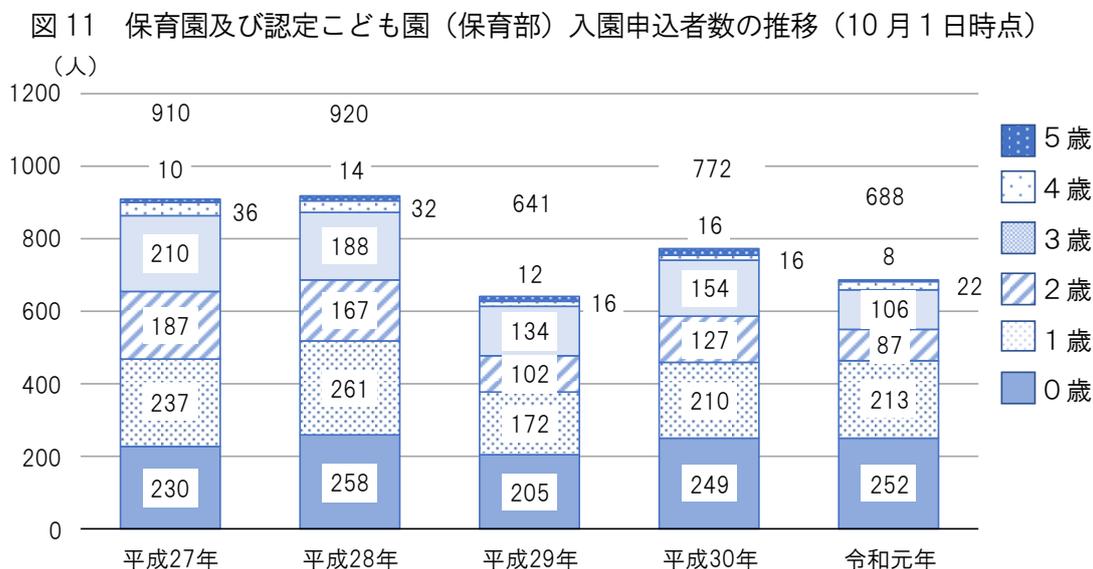
図10 就学前児童の入園状況（3歳以上児）



資料：こども課

(3) 保育園及び認定こども園（保育部）入園申込者数の推移

保育園及び認定こども園（保育部）の入園申込者数は、平成26年の2,725人をピークに平成27年以降は、1,000人未満の水準となりました。



資料：こども課

(4) 待機児童数の推移

待機児童数は、平成27年10月1日時点で29人（0歳児23人、1歳児6人）、平成28年10月1日時点で2人（0歳児2人）でしたが、平成29年10月1日時点で0人となりました。

平成27年以降、3～5歳児は、4月1日時点、10月1日時点での待機児童は発生していません。

図12 待機児童数の推移



資料：こども課

(5) 小・中学校の児童・生徒数、学級数の推移

小学校の児童数・学級数は、若干の増減はあるもののほぼ横ばいに推移しています。児童数は4,800人前後となっています。

中学校の生徒数は、平成30年までは減少傾向でしたが、令和元年には若干増加しています。学級数は、103~107でほぼ横ばいに推移しています。

図13 小学校の児童数・学級数の推移

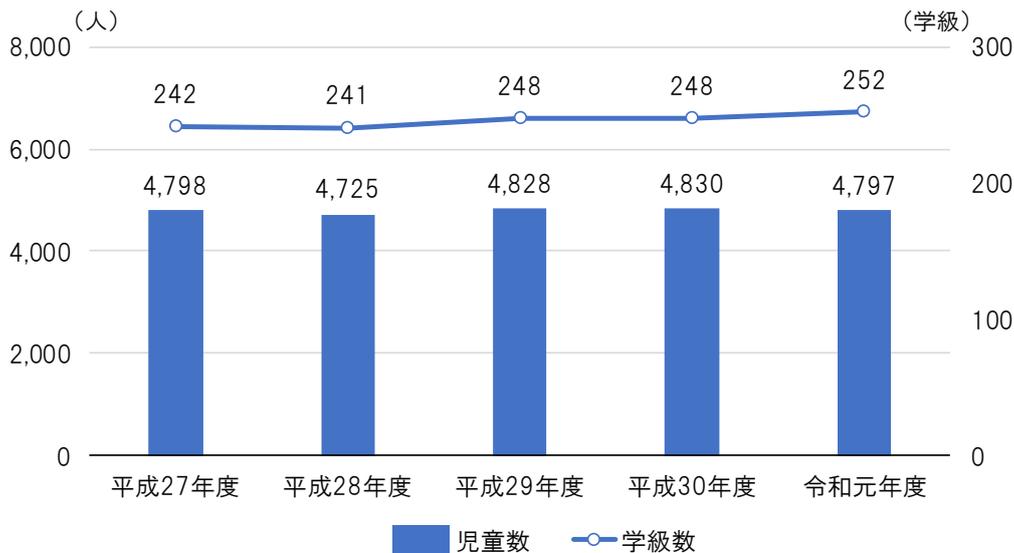
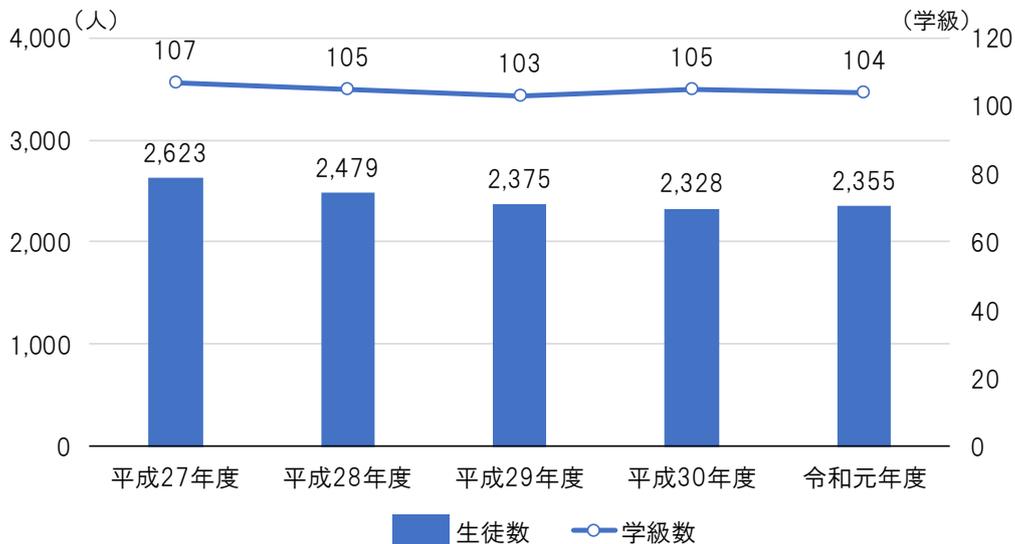


図14 中学校の生徒数・学級数の推移

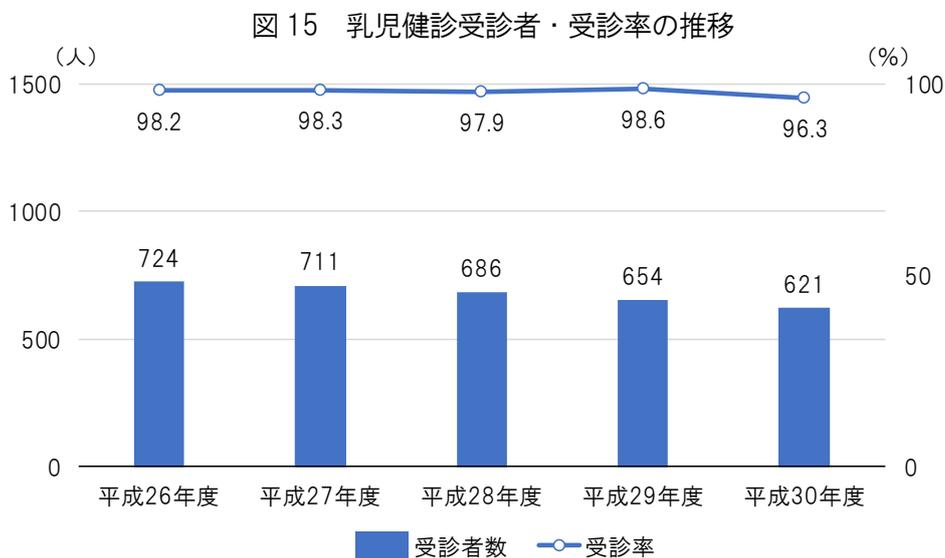


資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

5 母子保健の状況

(1) 乳児健診受診者・受診率の推移

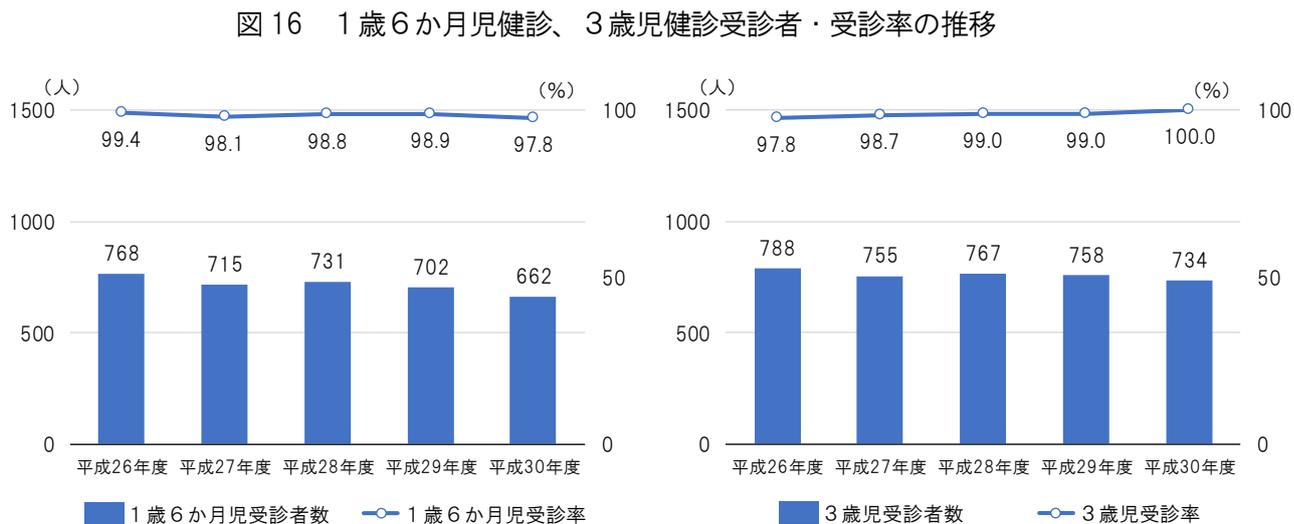
受診率は96%以上で推移しており、平成30年度の受診者数は621人でした。



資料：新発田市民の保健衛生の動向

(2) 1歳6か月児健診、3歳児健診受診者・受診率の推移

1歳6か月児健診、3歳児健診ともに受診率は97%~100%で推移しており、平成30年度受診者数はそれぞれ、662人、734人でした。



資料：新発田市民の保健衛生の動向

(3) 3歳児・中学1年生一人平均むし歯数の推移

市における一人当たりの平均のむし歯数は減少傾向となっており、平成29年度には3歳児は0.27本、中学1年生は0.28本となっています。

表4 3歳児・中学1年生一人平均むし歯数の推移

(本)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市3歳児	0.34	0.34	0.32	0.27	0.20
県3歳児	0.46	0.46	0.42	0.34	0.30
市中学1年生	0.50	0.50	0.47	0.28	0.33
県中学1年生	0.48	0.46	0.44	0.39	0.34

資料：新発田市民の保健衛生の動向

(4) 妊娠届週別届出数の推移

妊娠届出数は、11週以内が最も多く、いずれの年度でも600件以上を超えています。平成30年度は計625件の届出がありました。

表5 妊娠届週別届出数の推移

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
11週以内	652	676	657	646	625
12～19週	50	35	26	22	14
20～27週	4	3	2	2	4
28週以上	0	4	0	2	1
出産後	1	0	0	0	1
総数	707	718	685	672	645

資料：新発田市民の保健衛生の動向（母子健康手帳発行数による）

(5) 周産期死亡率の推移

周産期死亡率は、妊娠22週以後の死産、早期新生児死亡ともに年によって増減しています。全体では1.4から6.2の間で推移しています。

表6 周産期死亡率の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
妊娠22週以後の死産数	1	1	4	2	—
早期新生児死亡数	1	0	0	2	—
周産期死亡率（出産千対）	2.8	1.4	5.8	6.2	—

※周産期死亡率とは、1年間の出生1000に対して、妊娠22週から生後満7日未満までの間に死亡する人数の比率です。

資料：新潟県【新発田】健康福祉環境の現況

(6) 死産率の推移

自然死産、人工死産ともに、年によって増減しています。平成26年から平成29年の間では、自然死産数は5～9人で推移しているのに対し、人工死産数は5～12人で推移しており、人工死産の増減が大きくなっています。死亡率では19.0から24.3の間で推移しています。

表7 死産率の推移（出産千対）

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然死産数	5	9	9	5	—
人工死産数	12	5	6	11	—
死亡率（出産千対）	23.1	19.0	21.5	24.3	—

資料：新潟県【新発田】健康福祉環境の現況

(7) 年齢別出産数と割合の推移

年齢別出産数は、25歳～29歳、30歳～34歳で概ね30%以上の割合となっており、平成29年は、30～34歳が35.0%、25～29歳が30.5%と、30～34歳が4.5ポイント高くなっています。

表8 年齢別出産数と割合の推移

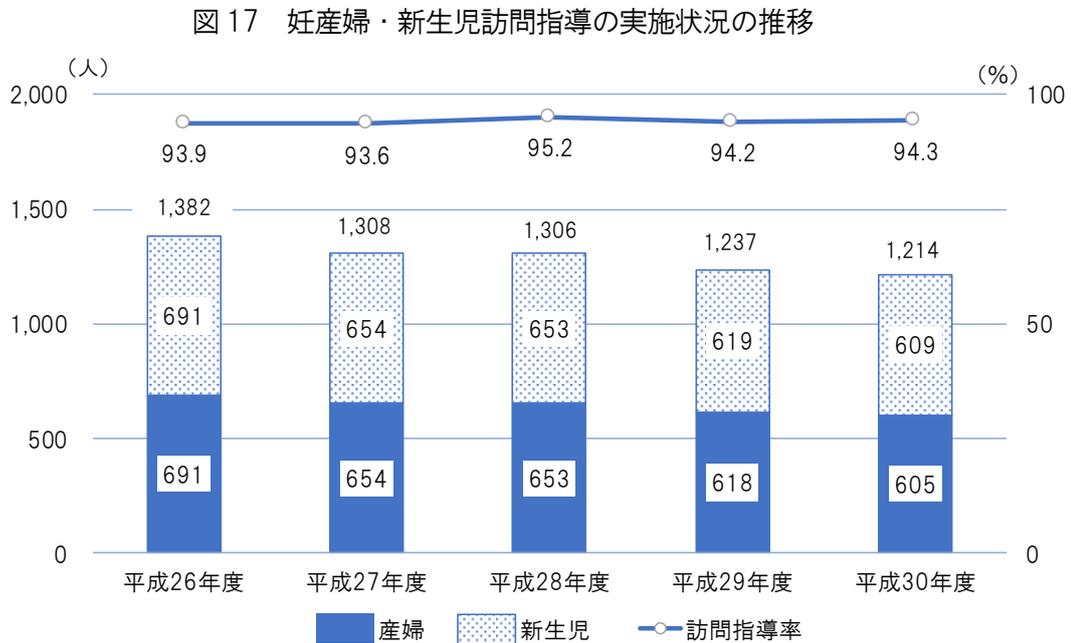
(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
19歳以下	6	9	8	8	—
(%)	0.8%	1.2%	1.2%	1.2%	—
20～24歳	70	68	62	51	—
(%)	9.7%	9.4%	9.1%	7.9%	—
25～29歳	221	221	204	196	—
(%)	30.7%	30.7%	29.9%	30.5%	—
30～34歳	253	239	233	225	—
(%)	35.1%	33.1%	34.2%	35.0%	—
35～39歳	135	159	142	135	—
(%)	18.8%	22.1%	20.8%	21.0%	—
40～44歳	35	24	31	28	—
(%)	4.9%	3.3%	4.5%	4.4%	—
45歳以上	0	1	2	0	—
(%)	—	0.1%	0.3%	—	—
合計	720	721	682	643	—

資料：新潟県【新発田】健康福祉環境の現況

(8) 妊産婦・新生児訪問指導の実施状況の推移

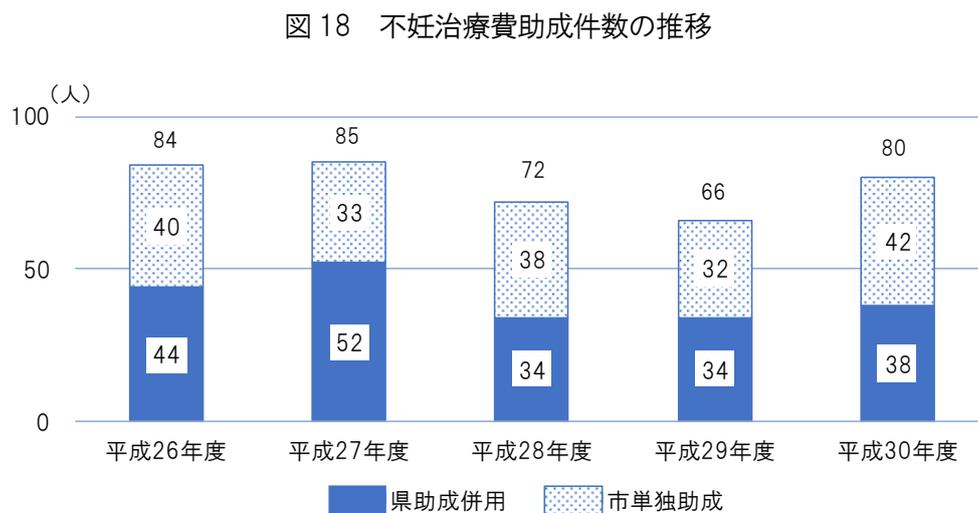
出生に対する訪問指導の実施状況は、95%前後で推移しています。平成30年度は94.3%となっています。



資料：新発田市民の保健衛生の動向

(9) 不妊治療費助成件数の推移

助成件数は、年により増減があり、平成30年度は80件となっています。



資料：新発田市民の保健衛生の動向

6 子ども・子育てに関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

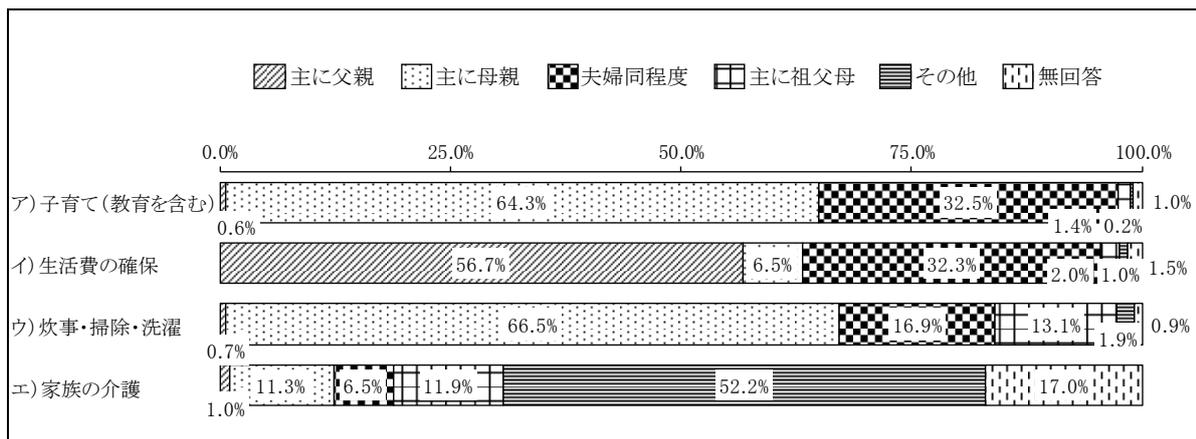
「第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握し、計画に反映することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

調査期間	平成30年12月10日から12月31日まで
調査対象	①就学前児童：市に在住する0歳～6歳の就学前の子どもをもつ保護者を無作為に抽出 ②小学校児童：市に在住する小学校1年生～6年生の子どもをもつ保護者を無作為に抽出
調査数	①就学前児童：1,700件 ②小学校児童：1,000件
調査方法	①就学前児童：配布は郵送または園を通して行い、回収は郵送方式 ②小学校児童：小学校を通じて配布し、回収は郵送方式
回収数	①就学前児童：954件(56.1%) ②小学校児童：635件(63.5%)

(2) 就学前児童調査結果の概要

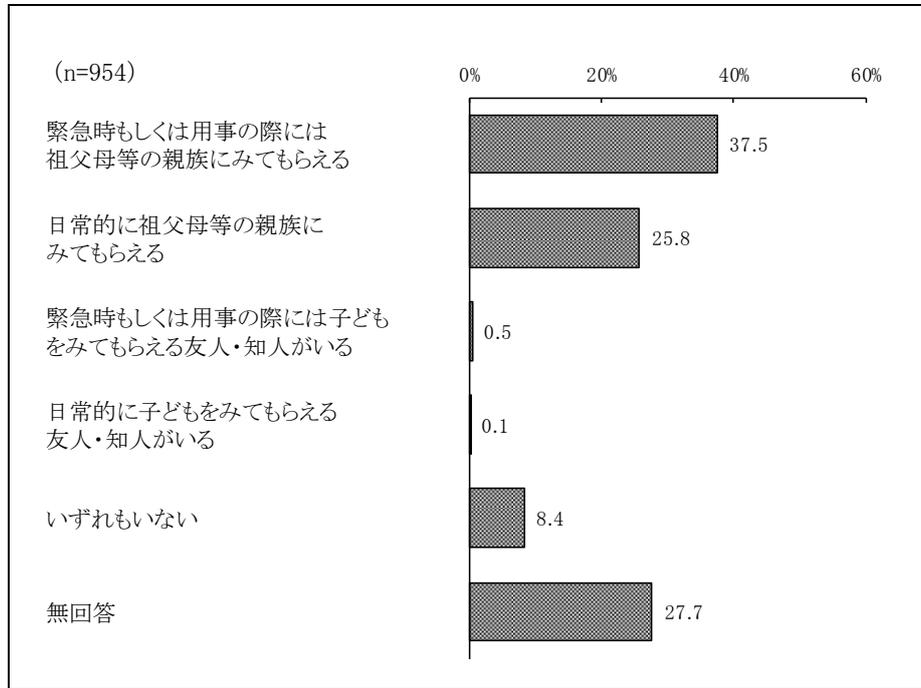
① 子育ての主実施者（「家庭内の役割分担の状況」より）

「主に母親」が64.3%とおよそ3分の2を占めます。「夫婦同程度」は32.5%となっています。



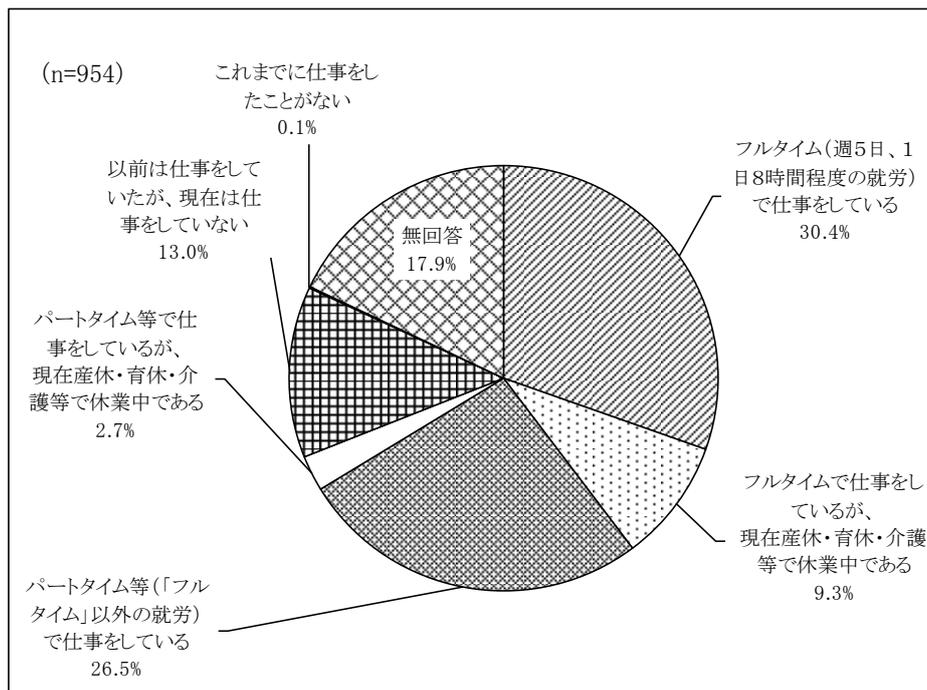
② お子さんをみてもらえる親族や知人の状況（複数回答）

日頃、お子さんを「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が37.5%、「日常的に祖父母等の親戚にみてもらえる」が25.8%となっています。



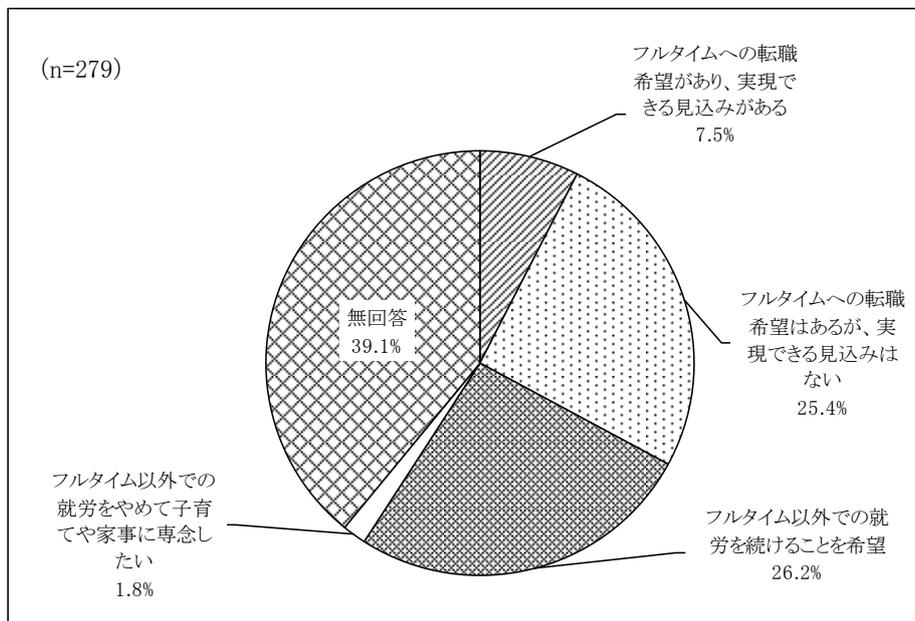
③ 母親の就労状況

「フルタイム(週5日、1日8時間程度の就労)で仕事をしている」が最も多く30.4%、次いで「パートタイム等(「フルタイム」以外の就労)で仕事をしている」が26.5%となっています。



④ (パート・アルバイト等で就労している) 母親のフルタイムへの転換希望

「フルタイム以外での就労を続けることを希望」が 26.2%、「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない」が 25.4%と拮抗しています。

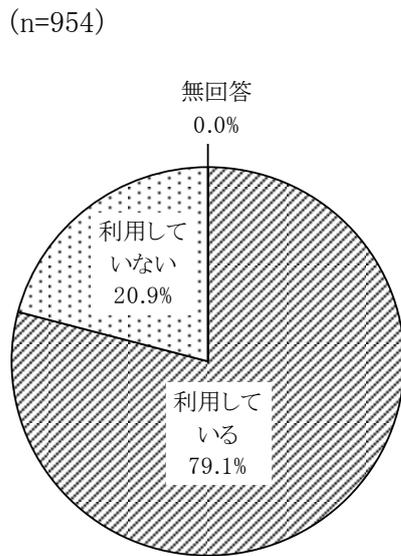


⑤ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（利用事業の内容は複数回答）

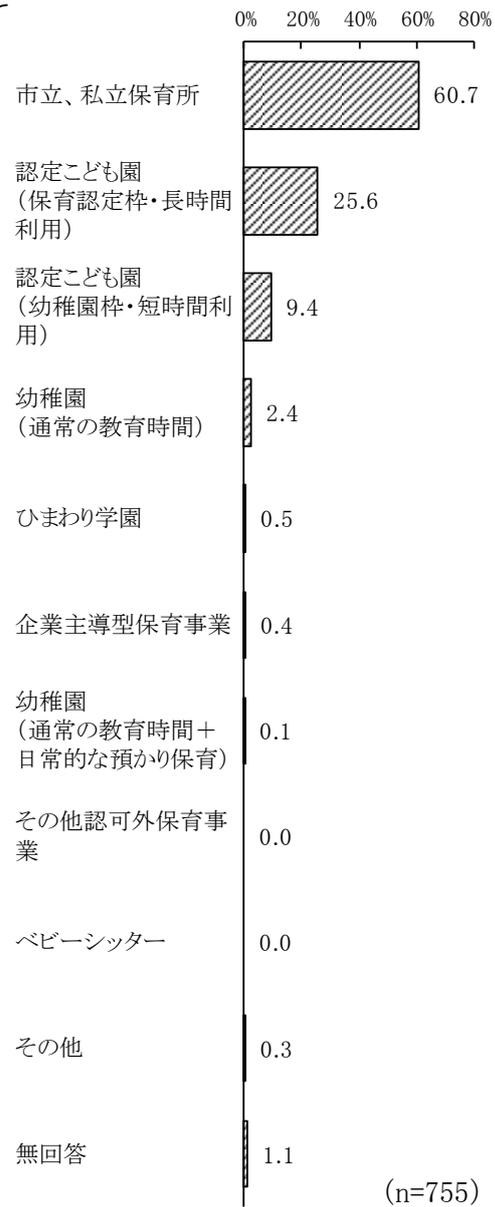
79.1%の児童が幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業を現在利用中」であり、その利用している事業の内容は「市立、私立保育所」が60.7%を占めます。

「認定こども園（保育認定枠・長時間利用）」は25.6%、「認定こども園（幼稚園枠・短時間利用）」は9.4%となっています。

◆利用の有無

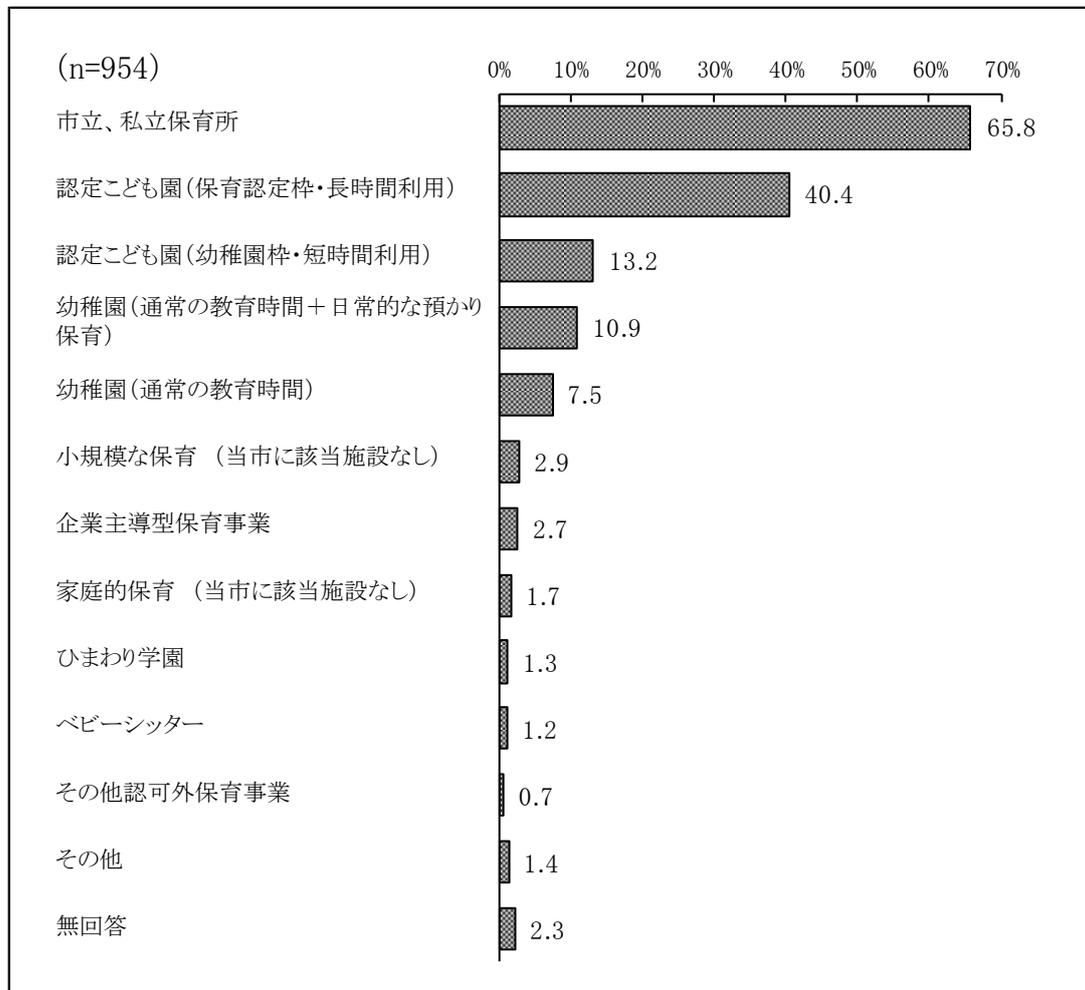


◆利用事業の内容



⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望（複数回答）

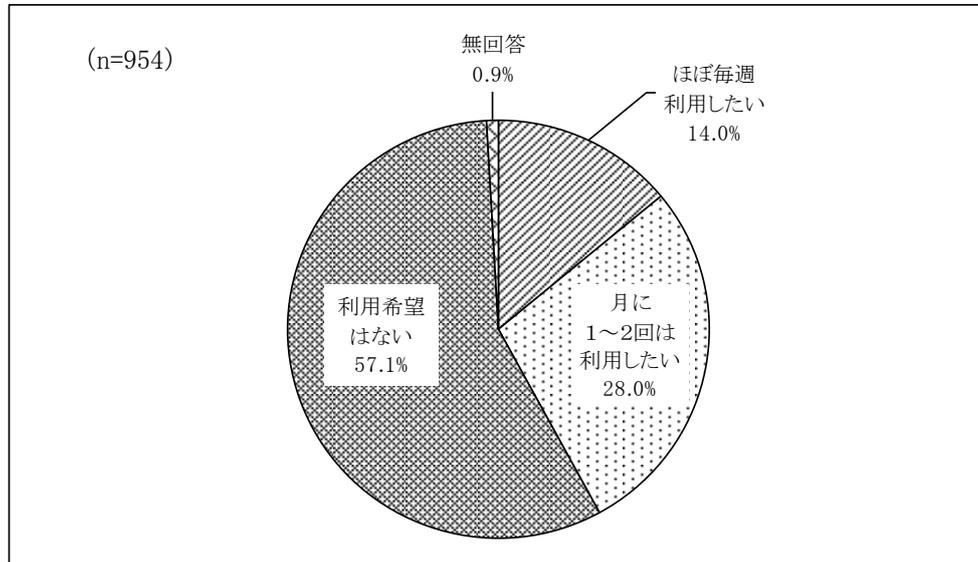
「市立、私立保育所」が65.8%と利用希望の最も高い事業となっています。次いで、「認定こども園（保育認定枠・長時間利用）」希望者が40.4%、「認定こども園（幼稚園枠・短時間利用）」が13.2%となっています。



⑦ 土曜日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

「利用希望はない」が57.1%と約6割を占めます。

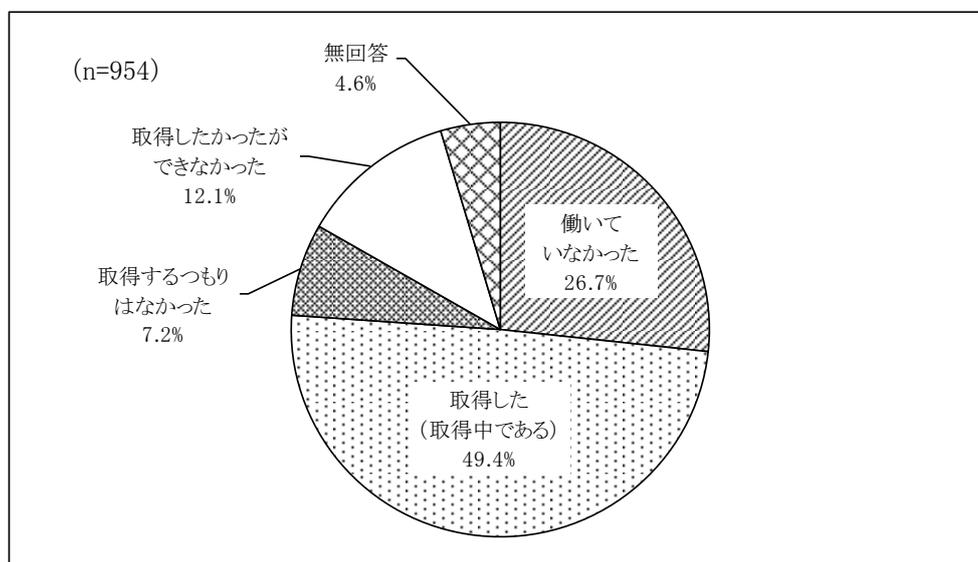
利用意向としては、「ほぼ毎週」が14.0%、「月に1～2回」が28.0%となっています。



⑧ 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」が49.4%と約5割を占めます。

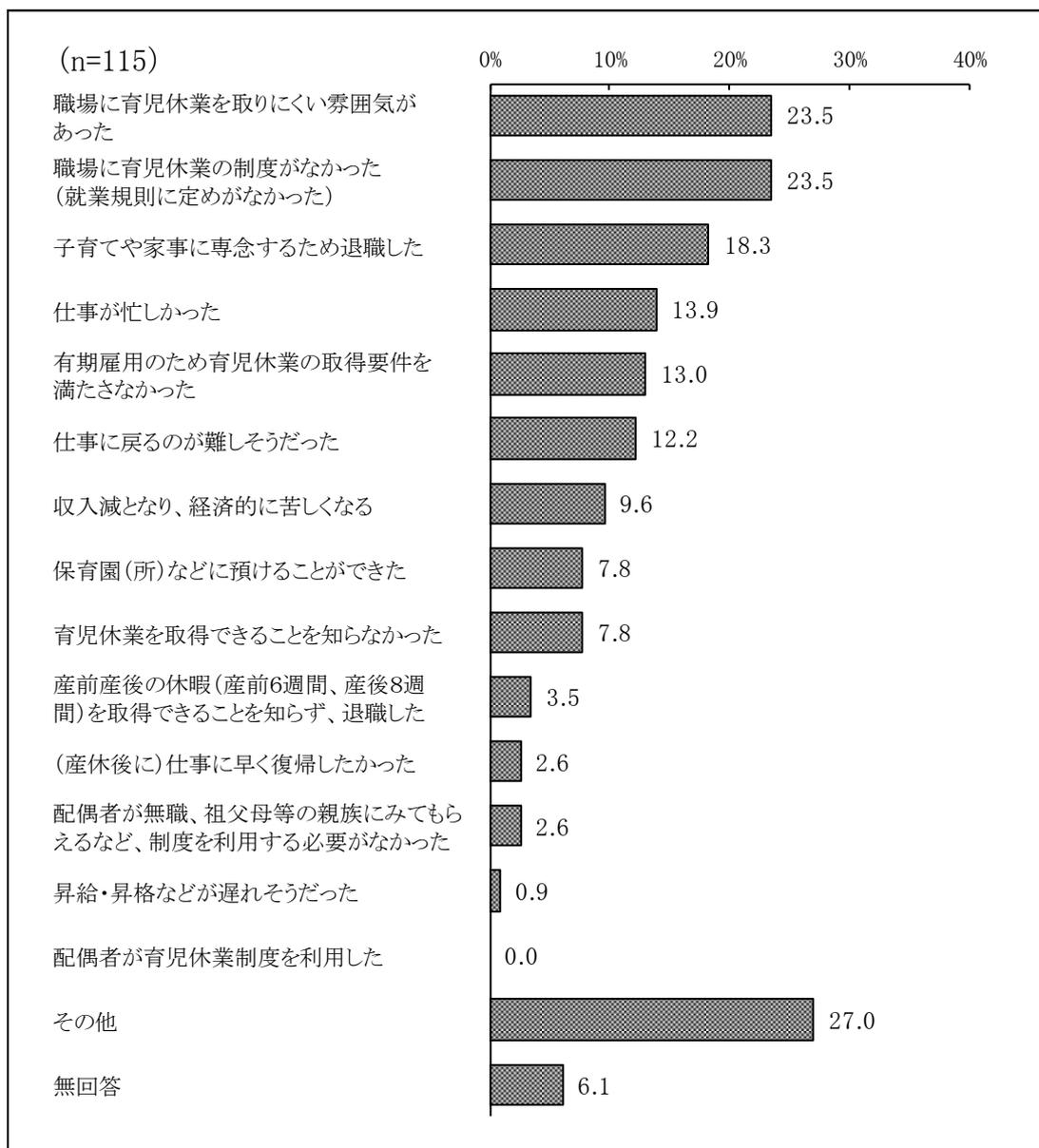
一方、「取得したかったができなかった」が12.1%、「取得するつもりはなかった」が7.2%であり、育児休業を取得していない人は、約2割となっています。



⑨ 母親の育児休業を取得していない理由（複数回答）

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の2項目がともに23.5%となっています。

また、「子育てや家事に専念するため退職した」は18.3%となっています。

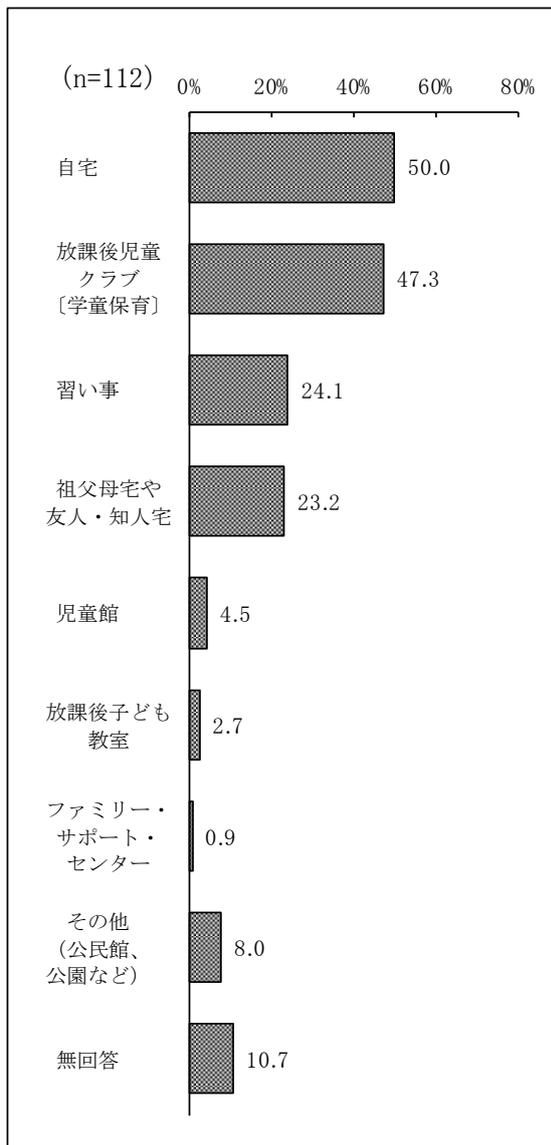


⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（複数回答）

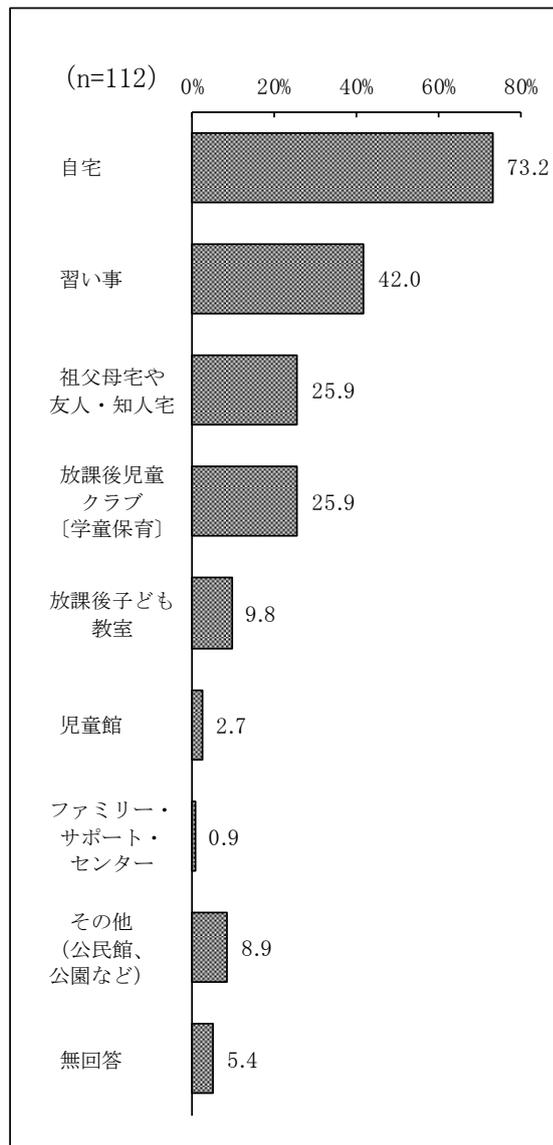
低学年時は「自宅」希望者が50.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」希望者が47.3%となっています。

高学年になると「自宅」希望者の割合が73.2%と7割を超え、第2位の「習い事」は42.0%となっています。

◆小学校「低学年」時の希望



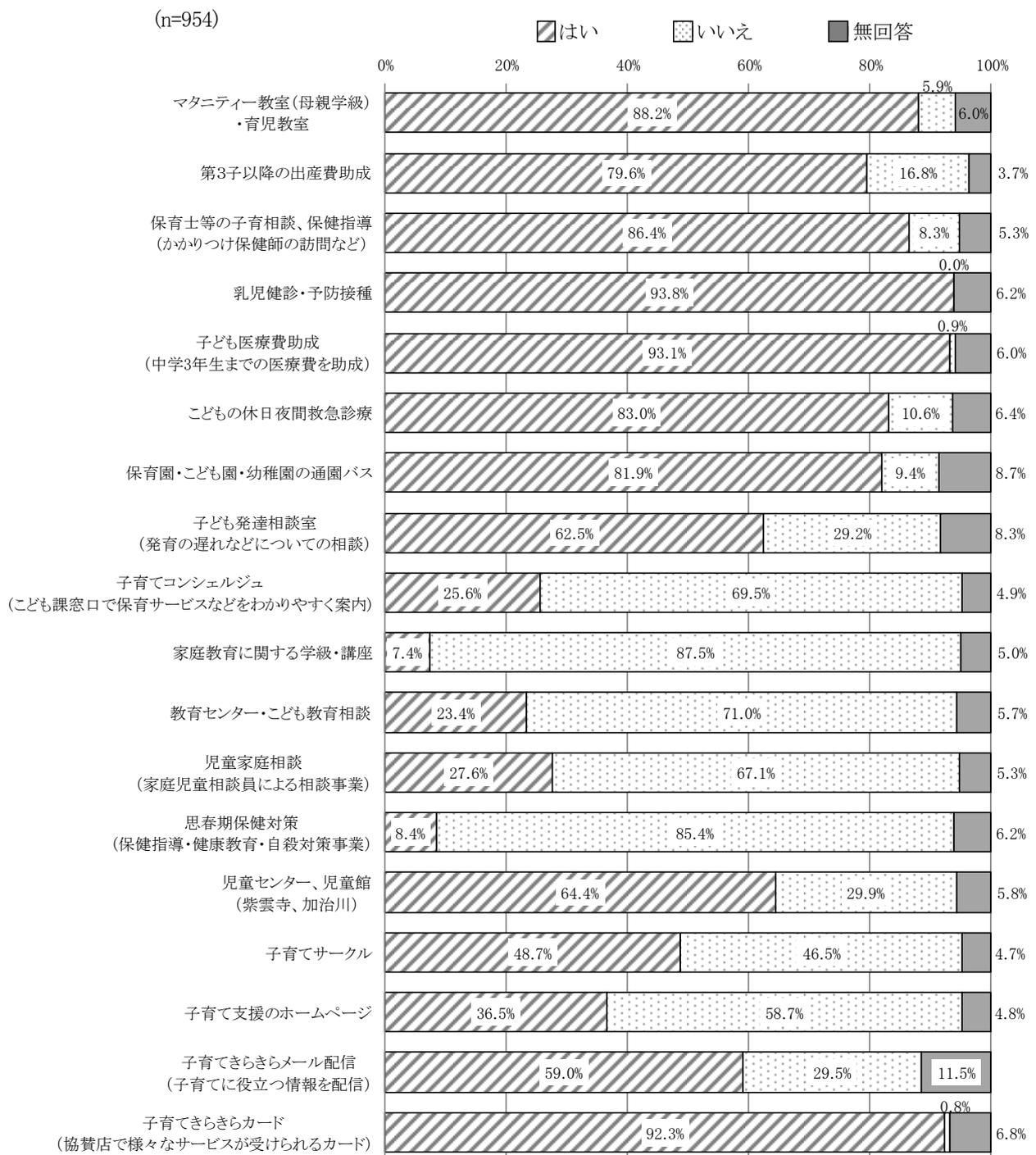
◆小学校「高学年」時の希望



⑪ 子育てサービスの認知度（複数回答）

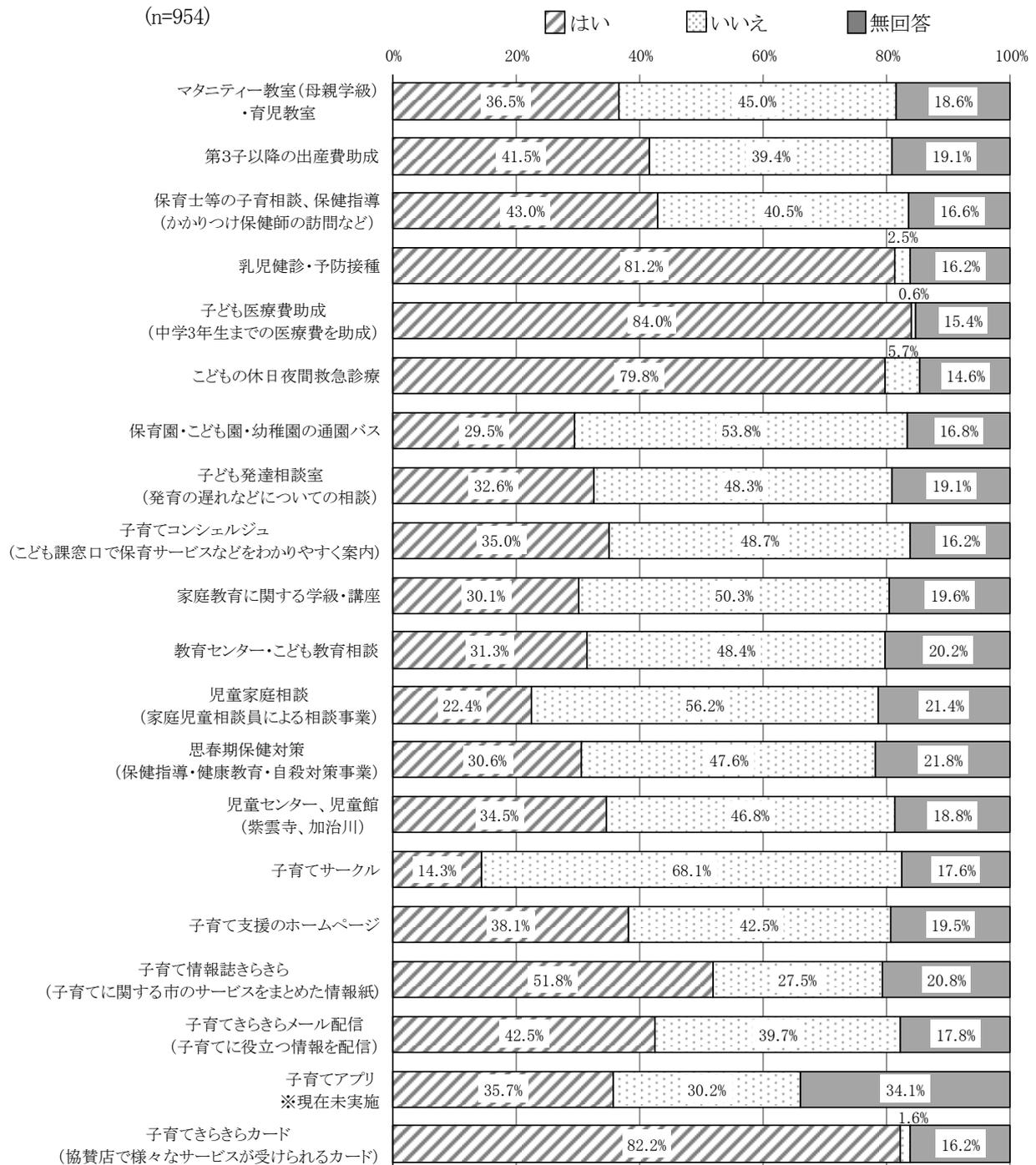
「乳児健診・予防接種」が93.8%と認知度が最も高く、次いで「子ども医療費助成（中学3年生までの医療費を助成）」が93.1%、「子育てきらきらカード（協賛店で様々なサービスが受けられるカード）」が92.3%となっています。

一方、「家庭教育に関する学級・講座」、「思春期保健対策（保健指導・健康教育・自殺対策事業）」の認知度は1割に達していません。



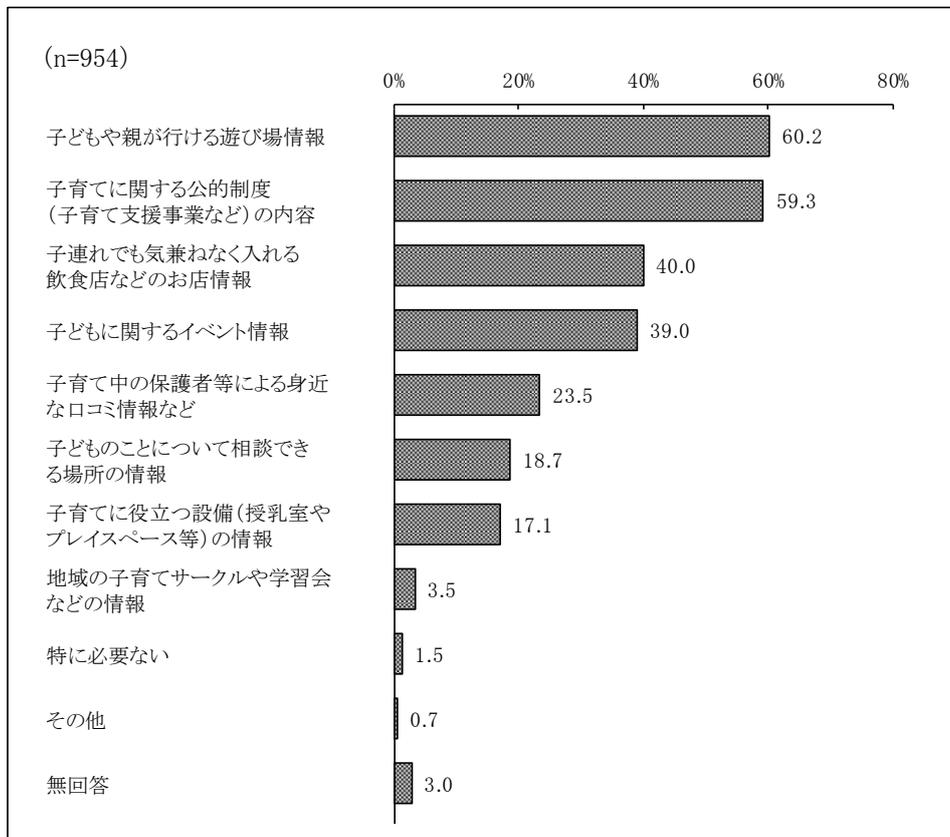
⑫ 子育てサービスの利用意向（複数回答）

「子ども医療費助成（中学3年生までの医療費を助成）」が84.0%と最も多く、次いで「子育てきらきらカード（協賛店で様々なサービスが受けられるカード）」が82.2%、「乳児健診・予防接種」が81.2%であり、この3項目が8割超となっています。



⑬ 子育てに関する必要な情報（複数回答）

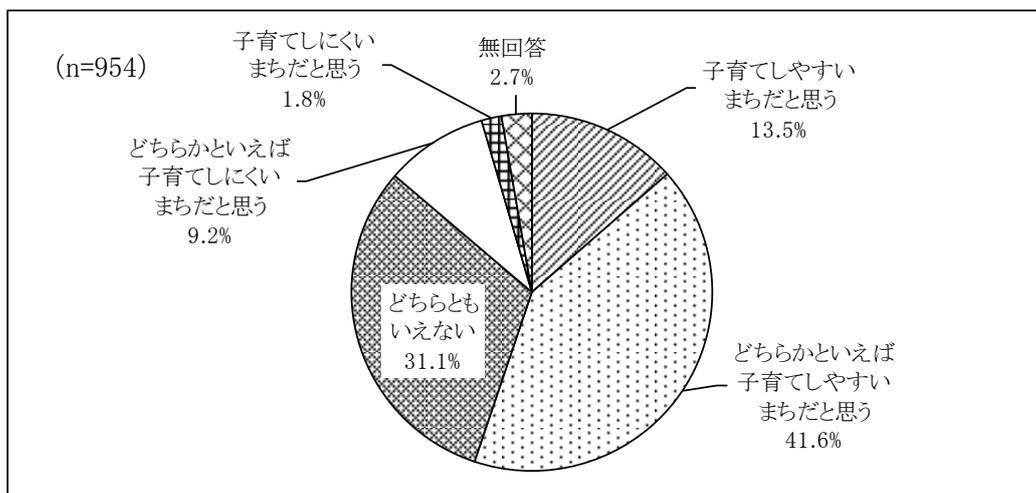
「子どもや親が行ける遊び場情報」が60.2%と最も多く、次いで「子育てに関する公的制度（子育て支援事業など）の内容」が59.3%となっています。



⑭ 市における子育てのしやすさ

「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた『子育てしやすい』との評価は5割強と過半数を占めます。

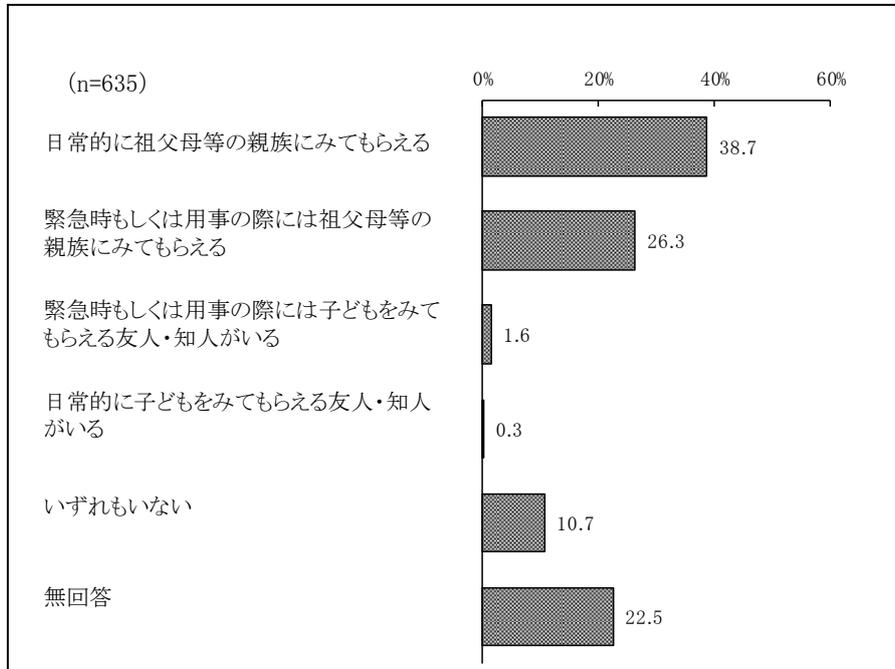
一方、「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」と「子育てしにくいまちだと思う」を合わせた『子育てしにくい』との評価は1割強となっています。



(3) 小学校児童調査結果の概要

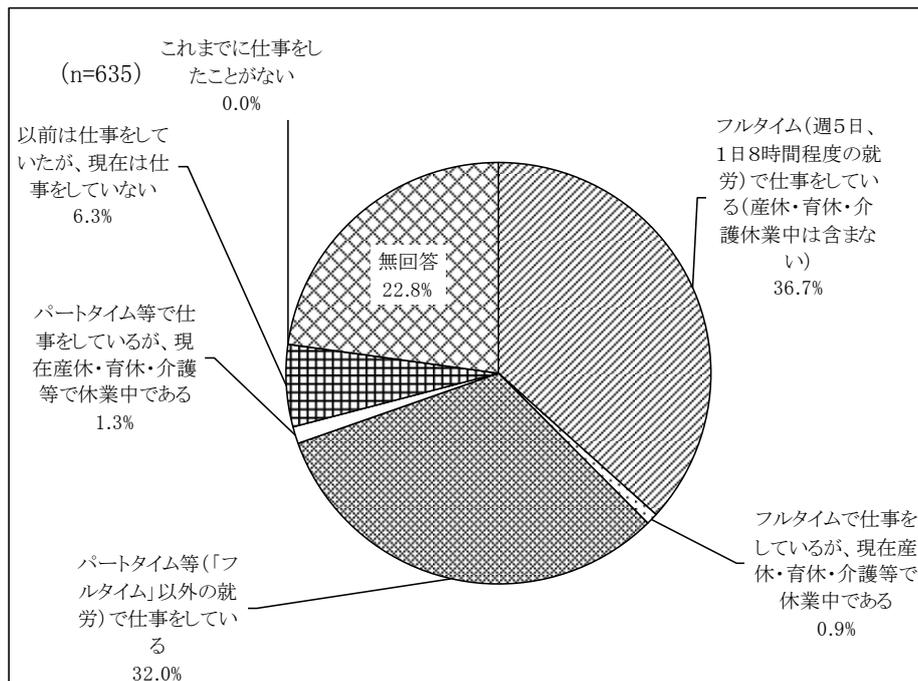
① お子さんをみてもらえる親族や知人の状況（複数回答）

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が38.7%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が26.3%となっています。



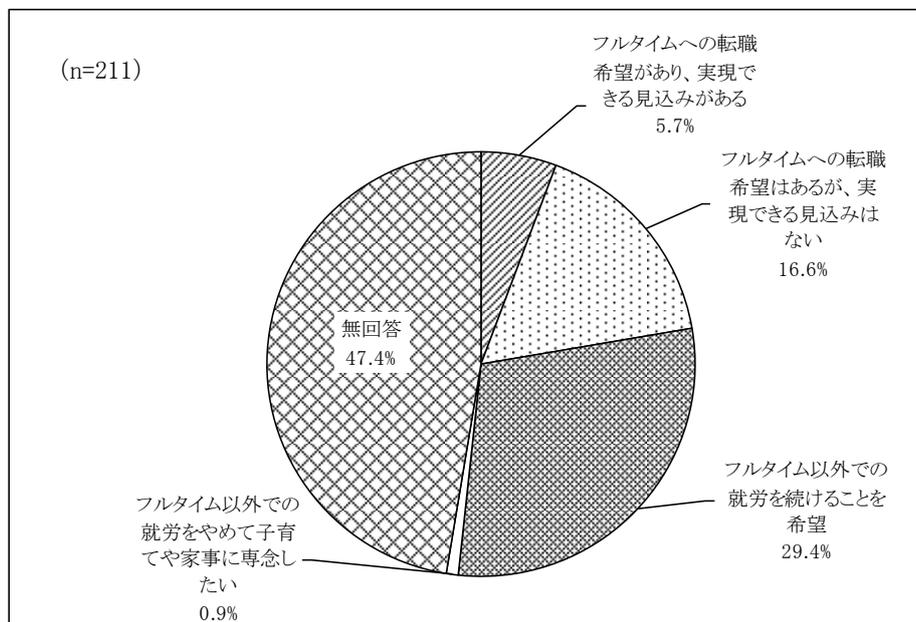
② 母親の就労状況

「フルタイム（週5日、1日8時間程度の就労）で仕事をしている（産休・育休・介護休業中は含まない）」が36.7%と最も多く、次いで、「パートタイム等（「フルタイム」以外の就労）で仕事をしている」が32.0%となっています。



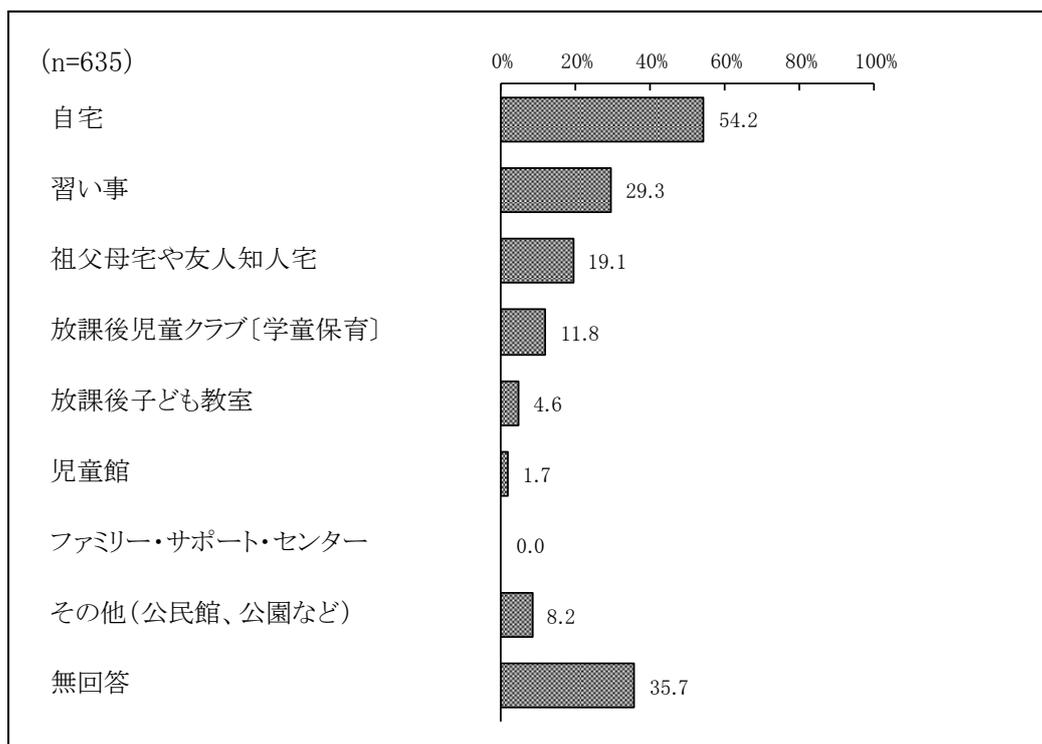
③ (パート・アルバイト等で就労している) 母親のフルタイムへの転換希望

「フルタイム以外での就労を続けることを希望」する人が 29.4%と最も多いものの、「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない」も 16.6%となっています。

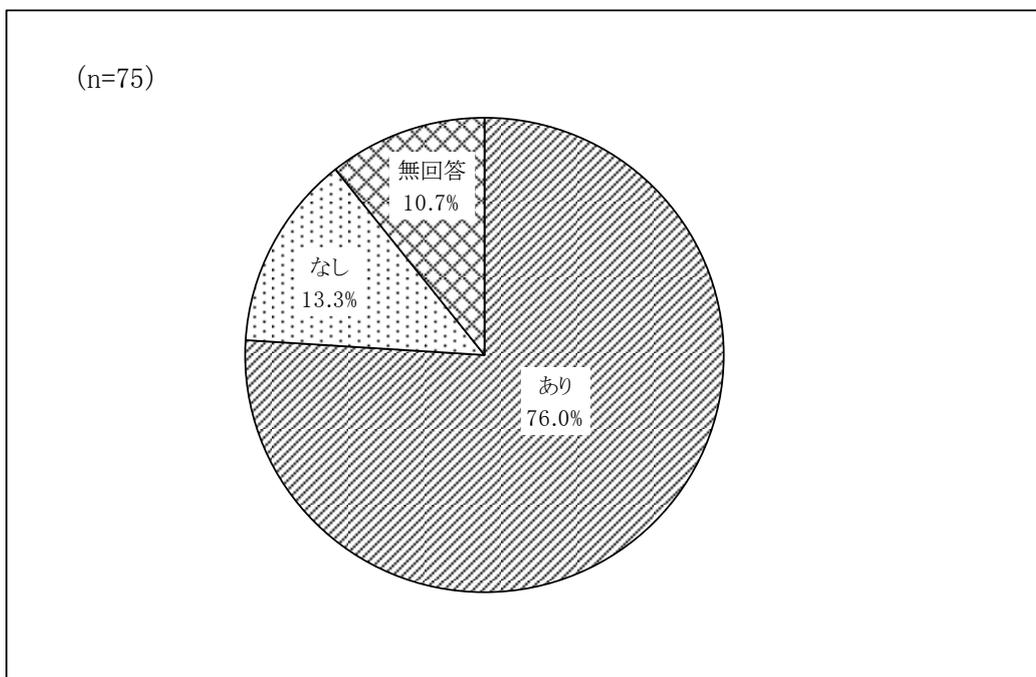


④ 放課後の過ごし方について (複数回答)

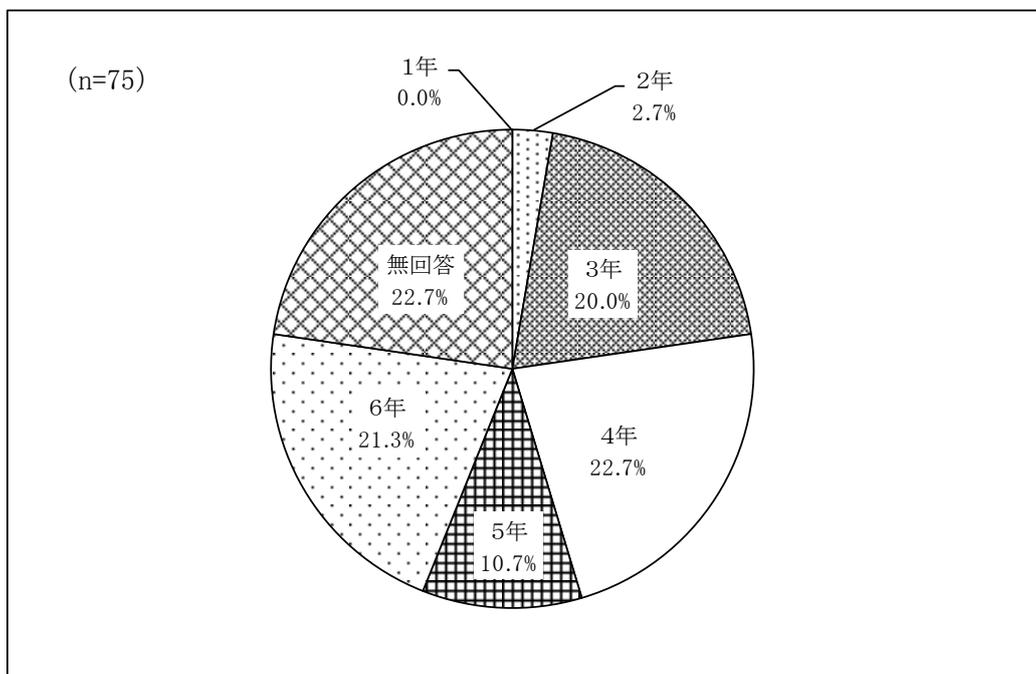
「自宅」が 54.2%と最も多く、次いで、「習い事」が 29.3%となっています。



- ⑤ 長期休業時における「放課後児童クラブ」の利用希望の有無（複数回答）
利用希望「あり」が76.0%を占めています。



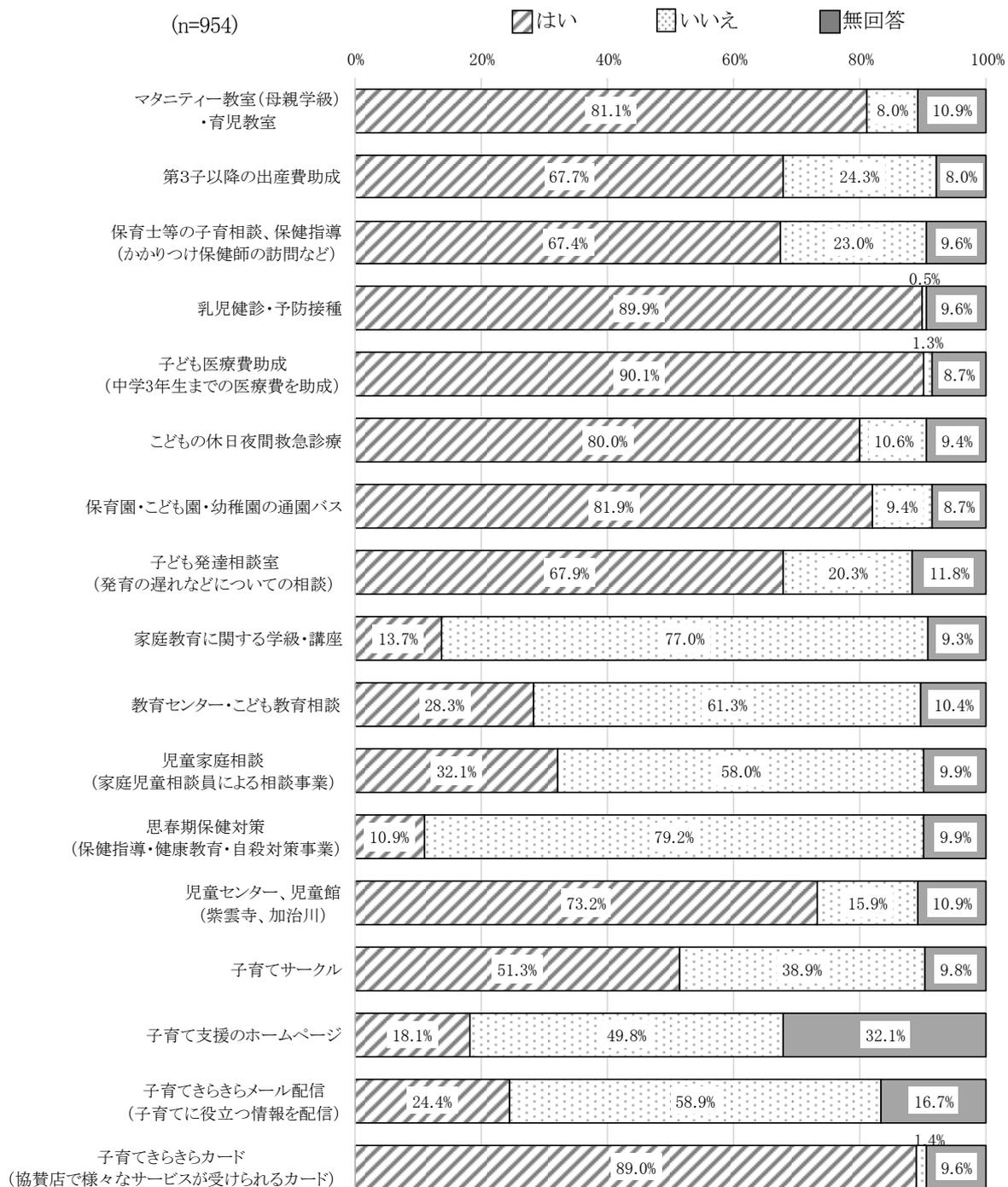
- ⑥ （放課後児童クラブ利用希望者のうち）利用を希望する最終学年
利用を希望する最終学年は、「4年まで」が22.7%と最も多く、次いで「6年まで」が21.3%、「3年まで」が20.0%となっています。



⑦ 子育てサービスの認知度（複数回答）

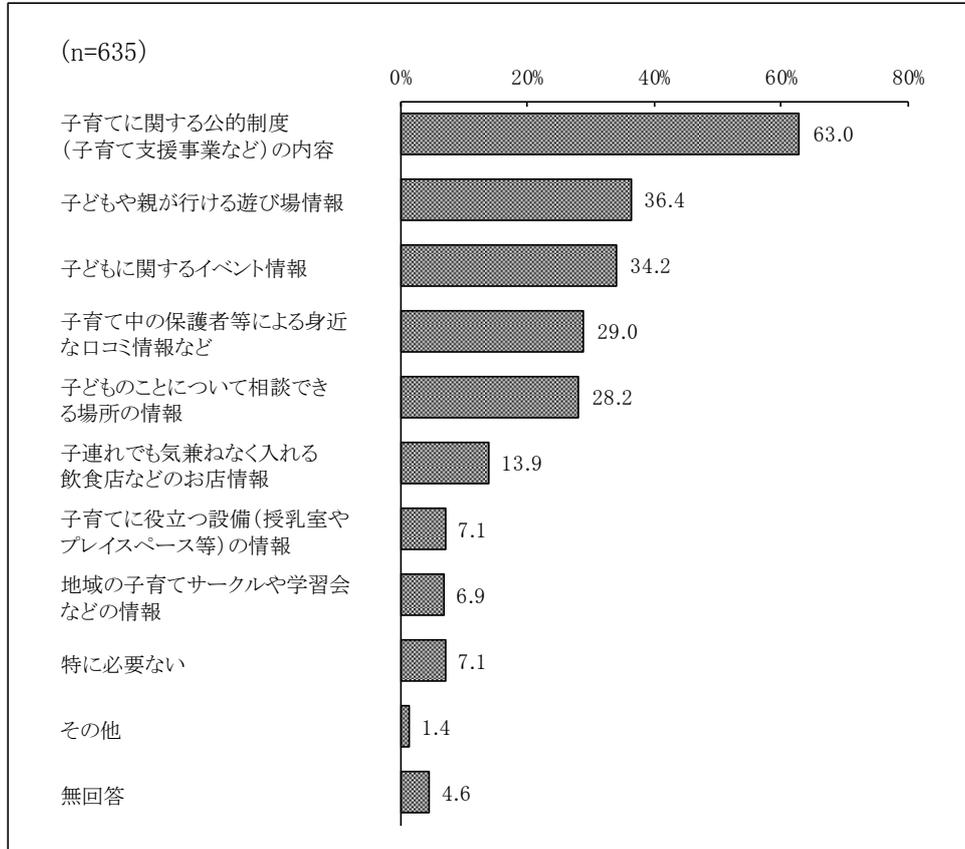
認知度が最も高いのは、「子ども医療費助成（中学3年生までの医療費を助成）」で90.1%、次いで「乳児健診・予防接種」が89.9%、「子育てきらきらカード（協賛店で様々なサービスが受けられるカード）」が89.0%となっています。

一方、「思春期保健対策（保健指導・健康教育・自殺対策事業）」は10.9%と、認知度が1割強にとどまります。



⑧ 子育てに関する必要な情報（複数回答）

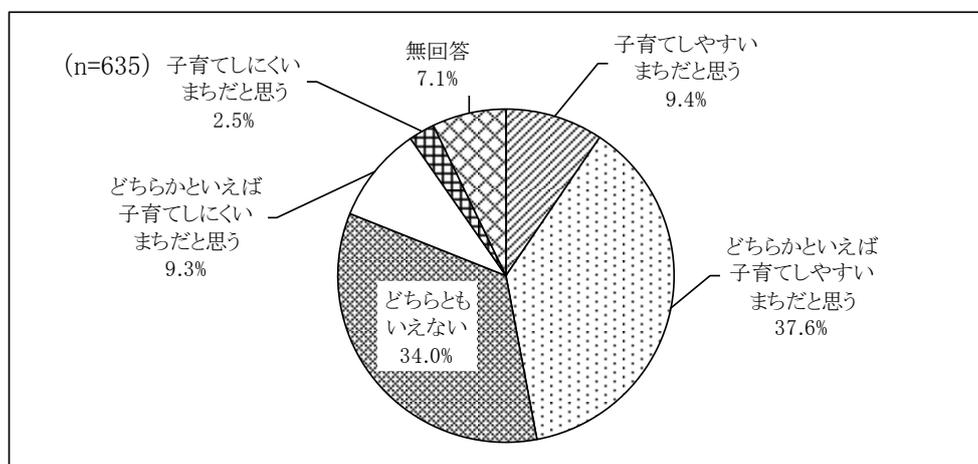
「子育てに関する公的制度（子育て支援事業など）の内容」が63.0%と最も多く、次いで「子どもや親が行ける遊び場情報」が36.4%、「子どもに関するイベント情報」が34.2%となっています。



⑨ 市における子育てのしやすさ

「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた『子育てしやすい』との評価は5割弱となっています。

一方、「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」と「子育てしにくいまちだと思う」を合わせた『子育てしにくい』との評価は1割強となっています。



(4) 調査結果からの課題

以上の内容を概観すれば、以下の点が課題となります。

- 家庭内の役割分担の状況では、子育てに関して「主に母親」が約6割であるのに対して、「夫婦同程度」は約3割にとどまります。男女共同参画分野及び産業関連分野等の施策との連携も図りながら、父親の子育てへの参加の促進やワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が求められます。
- 子どもをみてもらえる親族や知人がいない人が1割程度います。一時預かり等のサービスを充実するとともに、地域共生の観点から地域住民のつながり等を通じた身近な支援の推進が求められます。
- 母親が育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がともに2割強となっています。労働政策として、いわゆる「働き方改革」が求められるなか、育児休業だけでなく子の看護休暇や年次有給休暇の取得促進等、職場環境の改善に向けた事業所等への啓発が必要です。
- 「家庭教育に関する学級・講座」や「思春期保健対策（保健指導・健康教育・自殺対策事業）」等、子どもの育ちの観点から重要なサービスでありながら認知度が低い状況です。有効な周知方法の検討が求められます。
- 子育てに関する必要な情報として「子育てに関する公的制度的内容」が上位に挙げられています。有効な情報が必要とする人へ確実に行き渡るよう、情報アクセスのあり方について、さらなる検討が必要となっています。
- 放課後児童クラブについて、小学生の放課後や長期休業中の居場所として利用希望者の関心が高い事業であり、受け入れ環境の整備やこども教室との連携などサービスのさらなる充実が求められます。
- およそ半数から「子育てしやすい」と積極的な評価を得ているものの、「子育てしにくい」という消極的な評価が約1割、「どちらともいえない」との不定答が約3割を占めます。子育てしやすい環境の整備や子育て支援サービスのさらなる充実について、総合的な推進を行い、より「子育てのしやすいまち」をめざすことが求められます。

第3章



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的な視点

子育ての楽しさと子ども達の健やかな成長の実感 — 子育てを家族、地域が支えるまち 新発田 —

● 子どもの立場に立った幸せの視点

子どもは、その誕生を祝福され、人権を尊重され、人との関わりをとおして豊かに成長することが保障されなければなりません。そのため、すべての子どもが大切にされ、幸せに育つ視点に立った施策を推進します。

● すべての子どもと家庭への支援の視点

多くの親が、子育ての不安や孤立感を抱えている現状があります。すべての子どもと家庭を支援する視点に立って、親子が健やかに成長できる施策を推進します。

● 社会全体による支援の視点

子どもは、家庭をその成長の基盤としながらも、地域社会と関わりあっていく中で、社会的な存在として成長していきます。地域が子育て家庭を温かく見守り支援する視点に立って、子育てを支援できる人たちのネットワークの充実を図り、社会全体で子育てを支援する施策を推進します。

● サービス利用者の視点

保護者の就労形態の多様化、核家族化の進行などの社会変化により、子育て家庭の生活や子育て支援に対するニーズも多様化しています。こうしたニーズに応え、適切なサービスを提供するため、サービス利用者の視点に立って、総合的な施策を推進します。

2 基本目標

次のとおり3つの基本目標と6つの個別目標により、各施策を推進します。

基本目標Ⅰ 安心して子育てができる環境づくり

個別目標1 地域における子育ての支援

すべての子育て世帯が、安心して子育てを行えるようにするため、利用者のニーズに応じた子育て支援サービスを地域全体で推進します。

個別目標2 母親並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

妊娠期から育児期間の親と子に対し、切れ目ない支援を行い、子どもの健やかな成長、育児不安の軽減等を図ります。

個別目標3 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てをするための、質の高い生活環境の整備と、交通安全や防犯対策等を推進します。

個別目標4 援助を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取組の推進

児童虐待等の理由から保護が必要な児童や、ひとり親家庭、障がい児、要保護児童等に対して、個別の事情や状況に合わせたきめ細やかな支援の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 子育てをしながら働き続けられる職場環境の推進

個別目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

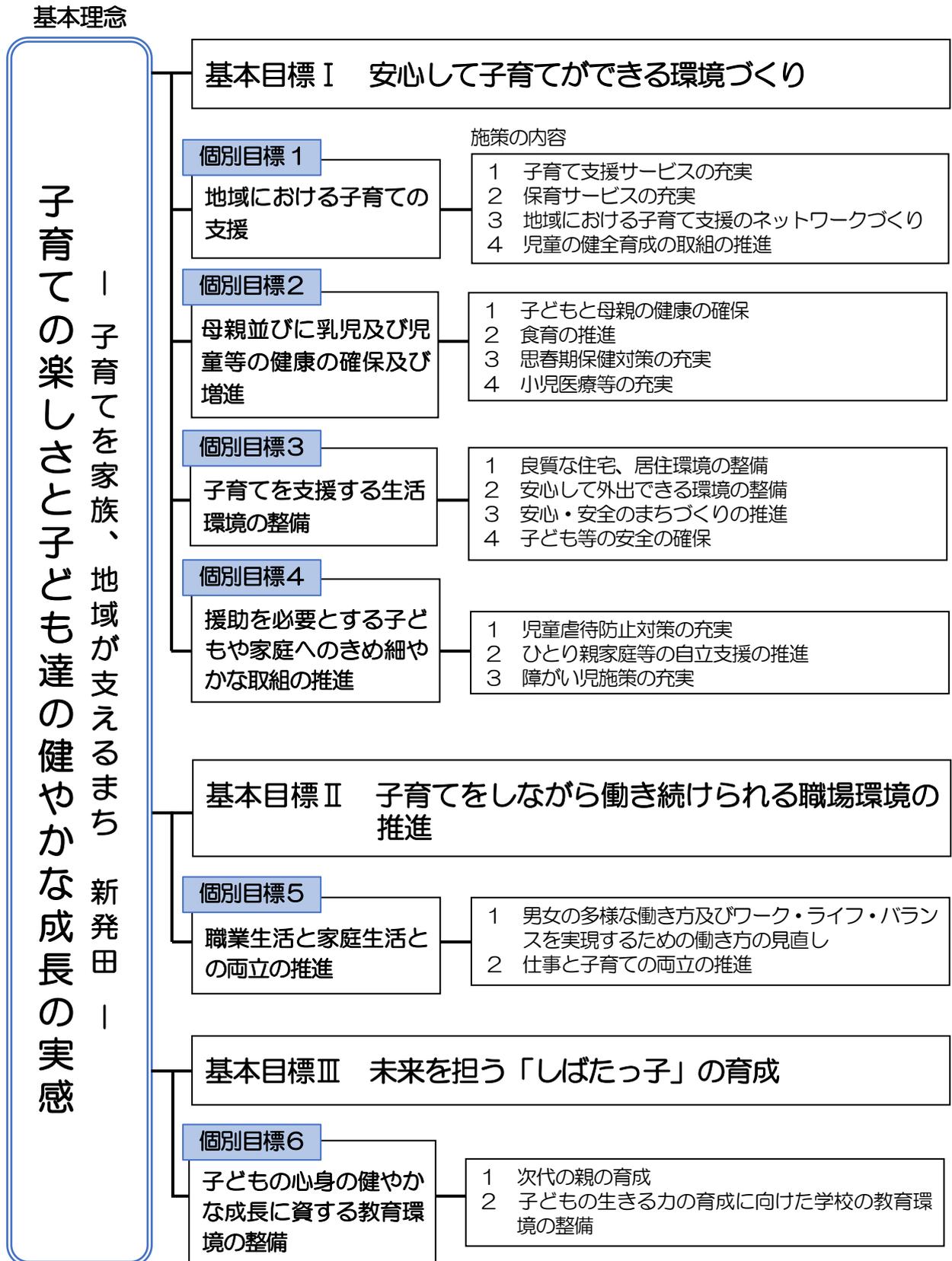
男女がともに子育てに関わることができるように、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた子育て環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 未来を担う「しばたっ子」の育成

個別目標6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

望ましい教育環境の充実と、児童・生徒の知育・徳育・体育の推進を通じて、将来を担う子どもたちの「生きる力」を育みます。

3 施策の体系



第4章



施策の展開

第4章 施策の展開

個別目標1 地域における子育ての支援

1 子育て支援サービスの充実

子育てに関する適時適切な情報提供や相談体制の充実、子育ての場の提供など、安心して子育てができるように、利用者のニーズに応じた子育て支援サービスを充実します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
子育てコンシェルジュ事業	幼稚園、保育園、認定こども園等の施設や子育て支援サービスを選択利用できるように、個々のニーズに合わせて、情報提供や相談調整を行います。 平成30年度の相談延べ件数は2,190件でした。	こども課
子育て相談	市内の各保育園、幼稚園、認定こども園、こども課、健康推進課で面接や電話による相談を行います。 平成30年度の相談延べ件数は、こども課が2,390件、健康推進課が738件となっています。	こども課 健康推進課
育児パンフレットの配布	月齢別の育児ポイントをまとめたパンフレットを配布します。 平成30年度は1,000部を配布しました。	こども課
子育て情報誌の配布	子育てに関するサービスや情報をまとめた冊子「子育て応援誌 きらきら」を配布します。 平成30年度は1,600部を作成、配布しました。	こども課
子育て情報のメール配信	妊娠から子育て期に必要な情報について、登録者へメールを配信します。 平成30年度末の登録者数は1,110人となっています。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）の調整を行います。 また、産前産後の家事援助サービスの調整も行います。 平成30年度の活動延べ件数は2,787件で、うち12件が産前・産後の家事援助サービスでした。	こども課
子育てサークル支援	子育てサークルの活動場所の無料提供や活動の周知、会員の募集等の支援を行います。 平成30年度の登録サークル数は6団体、サークルルーム利用延べ人数は263人でした。また、サークル代表者会議を1回開催しました。	新発田市駅前複合施設
子ども発達相談事業	未就学児を対象に、発達を支援する必要がある子どもに対し、早期から療育・発達支援を行います。 平成30年度の相談利用者数は261人、相談延べ件数は2,050件でした。	こども課

事業名	事業内容	所管課
家庭児童相談事業	あらゆる児童家庭相談に対応し、適切な相談援助活動を行います。 平成30年度の相談延べ件数は5,162件でした。	こども課
地域子育て支援センター	市内保育園等に設置し、育児相談、遊び場の提供、育児講座等を実施します。 平成30年度は、市内7カ所で実施し、延べ利用者数は18,931人でした。	こども課
こどもセンター事業	親子の遊びや保護者同士の交流の場を提供し、一時預かりサービスや育児相談、子育て講座等を行います。 平成30年度は、延べ利用数は、あそびのひろばが66,122人、一時預かりサービスが463人でした。	新発田市駅前複合施設
保育園開放事業	月2回保育園を開放し、遊びや育児の指導を行います。 平成30年度は、市内21園で実施し、延べ利用者数は2,233人でした。	こども課
病児・病後児保育	病気の治療中または回復期にある乳幼児等を、専用施設において一時的に預かります。 平成30年度は、市内1カ所で実施し、延べ利用者数は719人でした。	こども課
子どもデイサービス事業（一時預かり）	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。 平成30年度は、市内25カ所で実施し、929人の利用がありました。	こども課
地域交流事業	各園で、地域の高齢者や卒園児を園行事（敬老会や運動会等）に招いて交流を深めます。 平成30年度は、市内36カ所で実施しました。	こども課
保育料等助成事業【拡充】	第3子以降の0歳児から2歳児までの保育料及び、第3子以降の3歳児から5歳児までの副食費を助成します。 平成30年度の該当者は、617人でした。	こども課
子育て応援カード事業	「協賛店」で各種優待サービスを受けることができるカードを交付します。 平成30年度のカード交付件数は6,308件、協賛企業件数は137件となっています。	こども課
ちびっこワールド	概ね2歳以上の幼児とその保護者が対象の、親子ふれあい遊びを実施します。 平成30年度の実施回数は11回、参加者延べ人数は280人となっています。	児童センター

2 保育サービスの充実

多様な保育需要に対応するため、待機児童の解消に向けた取り組みの強化や、延長保育、一時預かり等、質の高い保育サービスを提供します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
待機児童の解消	私立保育園の新規開設による定員の拡大を図りました。平成27年以降、10月1日時点での待機児童は発生していませんが、今後も保育士宿舍の借上助成等、待機児童を発生させないための事業を継続します。	こども課
延長保育	通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。平成30年度末現在、市内34園で実施しています。	こども課
障がい児保育	保育園等で障がい児を受け入れて、保育を実施します。平成30年度末現在、市内29園で実施し、受入数は144人となっています。	こども課
子どもデイサービス事業（一時預かり） 【再掲】	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。 平成30年度は、市内25か所で実施し、929人の利用がありました。	こども課
通園バスの運行	園児の通園距離が長く、送迎が困難な地域の通園バスを運行します。平成30年度の利用園児数は2,030人となっています。	こども課
休日保育	日曜・祝日に保育を必要とする児童に対し、保育を実施します。平成30年度は、市内1か所で実施し、139人の利用がありました。	こども課
病児・病後児保育 【再掲】	病気の治療中または回復期にある乳幼児等を、専用施設において一時的に預かります。 平成30年度は、市内1か所で実施し、延べ利用者数は719人でした。	こども課
保育士等の研修	保育士等の資質向上のための研修を行います。 平成30年度の研修受講者数は、302人となっています。	こども課

3 地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てサークルへの支援や地域との交流の促進、関係機関等における情報共有を進めることで、子育て支援のネットワークづくりを促進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
子育てサークル支援 【再掲】	子育てサークルの活動場所の無料提供や活動の周知、会員の募集等の支援を行います。 平成30年度の登録サークル数は6団体、サークルルーム利用延べ人数は263人でした。	新発田市駅前 複合施設
地域交流事業 【再掲】	各園で、地域の高齢者や卒園児を園行事（敬老会や運動会等）に招いて交流を深めます。 平成30年度は、市内36か所で行いました。	こども課
保育園開放事業 【再掲】	月2回保育園を開放し、遊びや育児の指導を行います。 平成30年度は、市内21園で実施し、延べ利用者数は2,233人でした。	こども課
地域子育て支援センター 【再掲】	市内保育園等に設置し、育児相談、遊び場の提供、育児講座等を実施します。 平成30年度は、市内7カ所で行いました。延べ利用者数は18,931人でした。	こども課
家庭児童相談事業 (新発田市要保護児童 対策地域協議会)	協議会を構成する関係機関との連携によって虐待予防・早期発見・重症化予防のための支援を実施します。また児童虐待に関する啓発活動も行います。 平成30年度の虐待相談対応延べ件数は2,842件でした。 また、児童虐待対応研修会を2回実施しました。	こども課

4 児童健全育成の取組の推進

放課後児童クラブの受け入れを小学6年生までに拡充する等、国が策定する「放課後子ども総合プラン」に準拠しながら、児童の健全育成を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）の調整を行います。 また、産前産後の家事援助サービスの調整も行います。 平成30年度の活動延べ件数は2,787件で、うち12件が産前・産後の家事援助サービスでした。	こども課
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童に適切な遊びや居場所を提供するための児童クラブを開設しています。 平成30年度は、市内19カ所で行いました。月平均登録者延べ人数は1,075人でした。	児童 センター

個別目標2 母親並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1 子どもと母親の健康の確保

市では、各事業を通じ、親と子の健康確保、疾病の早期発見、子どもの健やかな成長確認により、育児不安の軽減や解消、親同士の仲間づくりを行うとともに家族を含めた育児の支援をし、親子が安心した育児期間を過ごせるように努めています。

また、個別に支援が必要な母子等については、関係機関との連携を取りながら訪問指導等を行っています。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
かかりつけ保健師制度	妊娠期から育児期間の親と子にかかりつけ保健師が切れ目のない支援を行います。 平成30年度の活動延べ件数は、訪問による相談を含め6,432件でした。	健康推進課
母子健康手帳交付	妊娠、出産、育児の一貫した健康記録と保護者への育児に関する指導書として妊娠時に母子健康手帳を交付します。 平成30年度は、母子健康手帳交付時に635人の面接相談を実施しました。	健康推進課
父子手帳交付【新規】	夫婦で妊娠期から赤ちゃんを迎える準備や出産後育児に協力して取り組めるよう父子手帳を交付します。	健康推進課
妊婦健診	妊婦の健康状態や胎児の発育の確認のために、妊婦一般健康診査や超音波検査などの受診券を交付します。 平成30年度の健診受診延べ人数は8,074人でした。	健康推進課
乳幼児健診	疾病の早期発見と合わせて、安心して育児に臨めるよう、乳児健診（3か月、7か月）、1歳6か月児健診、3歳児健診を行います。 平成30年度における乳児健診の受診者数は621人（実施率96.3%）、1歳6か月健診の受診者数は662人（同97.8%）、3歳児健診の受診者数は734人（同100.0%）でした。	健康推進課
妊婦歯科健診	概ね妊娠16週から27週の妊婦に歯科健診を実施します。 平成30年度の受診者数は328人でした。	健康推進課
産後ケア事業【新規】	産後の回復や育児等に不安を持つ産婦が母子ともに医療機関等に宿泊し保健指導を受けることで、産婦の心身の健康の保持及び新生児の健全な発育を促がします。 平成30年度の利用人数は5人で、実施日数は20日でした。	健康推進課
乳幼児歯科健診	生後10か月から3歳まで、概ね6か月ごとに歯科健診を実施します。 平成30年度の健診受診延べ人数は3,172人でした。	健康推進課

事業名	事業内容	所管課
育児教室	<p>自信を持って安心して育児に臨めるように、育児に必要な情報を提供するとともに、仲間づくりの場として、妊娠5か月時のすこやかマタニティ教室や、生後4か月児の赤ちゃん交流会、5か月児のすくすく（離乳食）教室を実施します。</p> <p>平成30年度における教室の延べ実施回数は55回、受講者数は776人でした。</p>	健康推進課
育児相談	<p>妊娠期や子育て期間を安心して過ごせるように、妊産婦・育児相談会、2歳児歯科健康相談や訪問指導（妊産婦新生児訪問、2か月児訪問など）を行い、不安の解消と育児支援を行います。</p> <p>平成30年度の実施状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 591人 ・育児相談会 実施回数：12回他 利用者延べ人数：688人 ・妊産婦・新生児訪問実施数 産婦：延 619人 新生児：延 619人 ・2か月児訪問 訪問実施数：373件 ・2歳児健康相談 実施回数：24回 利用者数：615人 ・乳児健診 実施回数：24回 栄養指導受講者数：411人 ・すくすく教室 実施回数：12回 受講者数：257人 ・離乳食等の食生活について個別相談 実施回数：12回他 栄養相談件数：173人 ・訪問指導件数：754件 ・県療育相談事業 利用延べ人数：12人 ・ひばり教室 55人 	健康推進課
ブックスタート	<p>親子のふれあいの定着を図るため、乳児健診での読み聞かせ体験と、絵本や子育て情報誌の配布、1歳6か月児健診で保育士による親子遊びの指導を行います。</p> <p>平成30年度における延べ実施回数は48回、実施者数は1,283人でした。</p>	健康推進課 (中央図書館)
予防接種	<p>感染症予防のために、BCGや麻しん風しん等各種予防接種を行います。</p> <p>平成30年度の実施状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎：1,932人 ・BCG：645人 ・麻しん・風しん混合（1・2期）：1,390人 	健康推進課

2 食育の推進

食生活は心身の健康をつくる上で大切ですが、中でも子どもの頃に望ましい食習慣を身に付けておくことが生涯にわたる基礎となります。

そのため、妊娠期から乳幼児期、そして小中学校において、旬の新鮮な地場産食材を活用することを心がけながら、一貫した食育を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
母子保健事業における栄養指導	妊娠中から乳幼児期の成長発育時期に応じた望ましい栄養について指導するため、すこやかマタニティ教室、乳児健診時栄養指導、すくすく教室（5か月児）の教育のほか育児相談会や2歳児健康相談などにおける栄養相談を実施します。 平成30年度における延べ実施回数は99回、受講者数及び相談件数は1,661人でした。	健康推進課
歌って踊って食育事業	健康づくりイベントや、幼稚園・保育園等で新発田のオリジナル食育ソング「元気チャチャチャの朝ごはん」や、健康づくりヒーローを活用して食育指導を実施します。 平成30年度は、食育の日のイベントに併せた啓発に加え、幼児(就園、未就園児)への食育指導を拡充しました。事業の実施回数は20回、参加人数は1,387人でした。	健康推進課
親と子の料理教室事業	児童とその保護者に、望ましい食習慣に関する情報の提供と栄養バランスのよい献立の調理実習を行います。 平成30年度の実施回数は9回、参加者数は210人でした。	健康推進課
栄養講座	子育て支援センター等において栄養講座を開催します。 平成30年度の実施回数は6回、参加者数は77人でした。	こども課
幼児栄養教室	乳幼児の保護者を対象とした栄養講座や親子で調理が出来る料理講座を開催します。 平成30年度は、未就学児向けの親子料理教室や託児付きの幼児食調理実習等の栄養講座を行い、実施回数は5回、参加親子は58組でした	新発田市駅前複合施設
学校給食地産地消導入事業	学校給食における地場産物の導入の向上に努めます。 平成30年度は、米飯給食を週4回継続して実施し、地場産使用率は品目ベースで44.0%でした。	教育総務課
食とみどりの新発田っ子プラン	市内すべての幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校で食に関する全体計画等を策定し、食のサイクルに基づく食育に取り組みます。 平成30年度における食育出前講座の延べ件数は159件でした。	教育総務課 こども課

3 思春期保健対策の充実

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともにより健やかに成長できるよう保健、医療、教育の関係者が連携し、子どもたちが必要な知識を身につけ行動できるよう取り組んでいきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
健康診断 健康相談 保健指導	学校保健安全法に基づき、児童生徒等に健康診断を行い、診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業を軽減する等適切な保健指導等を行います。 平成30年度は、市内全小中学校で児童生徒の健康診断を実施し、児童生徒の心身の状況を把握し適切な指導を行いました。	学校教育課
健康教育	望ましい食生活、がんや感染症などの疾病予防、薬物等の危険性等について子どもたちが知識を身につけ行動できるよう関係機関が情報共有を図り連携して取り組みます。 平成30年度は、学習指導要領に基づき、市内全小中学校で、望ましい食習慣、疾病予防、薬物等の危険性等について児童生徒に指導を行いました。また、養護教諭との研修会を開催しました。	学校教育課 健康推進課
自殺対策事業	保健所、小・中学校と連携し、子どもたちに命の大切さを伝えるとともに自殺防止の普及啓発、予防対策を実施します。 平成30年度は、研修会を実施しました。	健康推進課 学校教育課

4 小児医療等の充実

安心して出産や育児に臨むためには、小児医療の充実を欠かすことはできません。休日や夜間診療や、輪番制による二次救急の確保、医療費の助成等を行います。また、不妊治療についても助成を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
休日夜間救急診療所	休日・土曜・平日夜間救急診療所により、一次救急医療体制の確保を行います。 平成30年度の開設回数は492回、利用者数は6,505人でした。	健康推進課
病院群輪番制病院運営事業	休日当番病院の診療による二次救急を行います。 平成30年度の開設日数は76日、利用者数は391人でした。	健康推進課

事業名	事業内容	所管課
不妊治療費助成事業	法律上の婚姻をしており、医師が認める不妊治療を受けている人に対し、年齢制限や所得制限なく助成を実施します。 平成30年度の助成件数は80件でした。	健康推進課
第3子以降出産費助成事業	第3子以降の出産に係る出産費の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。 平成30年度の助成件数は94件でした。	健康推進課
子ども医療費助成事業【拡充】	誕生から中学校3年生までの、通院医療費や入院医療費の助成を行います。令和2年度からは、高校3年生まで対象を拡大します。 平成30年度の助成件数は、通院が149,281件、入院が2,216件でした。	こども課
養育医療給付事業	指定養育医療機関において入院養育が必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の一部又は全額を助成します。 平成30年度の給付実人員は19人、助成件数は57件でした。	こども課
妊産婦医療費助成事業	妊娠届出の翌月の初日から出産した月の翌月末日までの妊産婦（所得に制限があります）を対象に、医療保険の自己負担から一部負担金を控除した額を助成します。 平成30年度は、認定申請が0件でした。	こども課

個別目標3 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅、居住環境の整備

子育てのしやすさや満足感の向上のための、良質な居住環境を整備します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
シックハウスの対応	新設・改築する場合など、建築基準法に基づき整備を推進します。 平成30年度は、1件の新築工事にシックハウスの対応を実施しました。	建築課

2 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や子どものみならず、高齢者や障がい者等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設、街路、歩道のバリアフリー化を進めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
道路のバリアフリー対応	新発田市移動等円滑化基本構想に沿ったバリアフリー対応を行います。	地域整備課
公共施設のバリアフリー対応	公共施設の新築・改築に合わせ、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー対応を実施します。 平成30年度は、1件の新築工事にバリアフリー対応を実施しました。	建築課

3 安心・安全のまちづくりの推進

妊産婦や子どものみならず、高齢者や障がい者等、すべての人にとって、安心・安全なまちとなるよう、防犯活動の推進や防犯灯の維持管理を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
自主的な防犯活動の推進	市内 20 地区の防犯連絡協議会が主体となり、地元自治会・PTA等と連携した自主的な防犯活動の推進を図ります。 平成 30 年度は、市内 20 地区で、防犯活動が延べ 2,037 日実施されました。	地域安全課
防犯灯維持管理事業	既に設置している防犯灯具の維持管理を行います。 平成 30 年度は、灯具取替え及び蛍光管取替えを 2,850 件、その他の修理を 1,630 件実施しました。	維持管理課
街灯整備事業	関係団体や地域コミュニティとの連携を強化し、防犯意識の高揚に努め、犯罪の未然防止を図ります。 平成 30 年度は、74 灯の防犯灯を新設しました。	維持管理課
新発田あんしんメールの配信	防災情報、火災情報、防犯情報など、市民生活に影響を及ぼす事案・事象に関する情報などを、携帯メールやパソコンメールで登録者へ情報配信し、注意を呼びかけます。 平成 30 年度末の登録者数は 5,811 人です。	地域安全課

4 子ども等の安全の確保

交通安全への意識啓発、緊急避難場所の設置、防犯パトロール、通学路の安全点検等、子どもたちの安全の確保を確実なものにします。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
交通安全教室	交通安全意識の普及には、幼児期からの段階的な教育が必要であり、市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校すべてを対象に交通安全教室を開催します。 平成 30 年度は、すべての保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校で実施しました。	地域安全課
自転車運転教室受講証明書の発行	小学校 3 年生を対象に交通安全教室を実施します。交通安全教室を通じて、自転車を安全に運転するための自覚を促すとともに、家庭内で交通安全に関する話し合いを持つきっかけづくりとして、受講証明書を発行します。 平成 30 年度は、全小学校で実施し、受講証明書を 754 枚発行しました。	地域安全課

事業名	事業内容	所管課
通学路、園児の集団移動経路の点検及び安全対策の実施	児童の通学経路や園児の散歩経路などを定期的に点検し、危険箇所の抽出を行います。 また、点検結果を基に注意喚起のための標識の設置、路側帯の確保などの対策を進めます。	学校教育課 こども課 地域安全課 地域整備課 維持管理課
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	新発田警察署と連携をとり、相談対応を行います。	学校教育課 (地域安全課)
被害に遭った子どもの相談	新発田警察署及び市関係課と連携をとり、相談対応を行います。	学校教育課 (地域安全課)
防犯パトロール活動の推進	市内20地区の防犯連絡協議会が主体となり、通学路等の防犯パトロール活動の推進を図ります。 平成30年度は、市内20地区で、防犯パトロールが延べ1,313日実施されました。	地域安全課
不審者への安全対策の強化	不審者情報について迅速に市内すべての幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校に提供し、対応を促します。 平成30年度に新発田警察署生活安全課からの不審者情報は17件で、その情報を小・中学校および子どもの安全に関わる緊急連絡網関係団体等に発出し、注意喚起を行いました。	こども課 学校教育課

個別目標4 援助を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利擁護に即した体罰によらない子育ての推進等、児童虐待に関する意識を啓発するとともに、関係機関の連携を深め、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
家庭児童相談事業 (新発田市要保護児童 対策地域協議会) 【再掲】	協議会を構成する関係機関との連携によって虐待予 防・早期発見・重症化予防のための支援を実施します。 また児童虐待に関する啓発活動も行います。 平成30年度の虐待相談対応延件数は2,842件でし た。また、児童虐待対応研修会を2回実施しました。	こども課
各種相談	地域子育て支援センターでの相談、家庭児童相談、 家庭訪問、育児・健康相談、子ども教育相談等を行 います。 平成30年度の相談延べ件数は2,746件、訪問延べ 件数は1,855件でした。	こども課 健康推進課 学校教育課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活できるように、支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童扶養手当支給事業	対象となる世帯へ手当を支給します。 平成30年度は、対象640世帯へ支給しました。	社会福祉課
母子家庭自立支援給付 金事業	母子家庭の母または父子家庭の父に対し、資格や技 術の取得にかかる費用の一部を支援します。平成30年 度は、8人に給付金を支給しました。	社会福祉課
障害者世帯等屋根雪除 雪助成事業	ひとり親世帯に対し屋根雪除雪に係る費用の一部助 成を行います。 平成30年度は、申請が0件でした。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費 助成事業	ひとり親家庭の父または母及び児童等に対する医療 費の助成を行います。 平成30年度の助成件数は、通院が21,539件、入院 が81件でした。	社会福祉課
小学校教育扶助事業、 中学校教育扶助事業 (要保護及び準要保護 児童生徒援助)	経済的理由により義務教育を受けることが困難な児 童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補 助します 平成30年度の要保護及び準要保護児童生徒の総数 は、1,115人でした。	学校教育課

3 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、発達に支援を要する子ども等、一人ひとりの状態に合わせて、集団生活の場の提供や個別相談支援、経費負担の軽減等の支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
子どもデイサービス事業（一時預かり） 【再掲】	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。 平成30年度は、市内25か所で実施し、929人の利用がありました。	こども課
児童発達支援センター「ひまわり学園」	知的障がい及び発達遅滞のみられる就学前児童に、集団生活の場の提供と個々に合わせた療育を行います。令和2年度から民営化を行い、利用状況に応じて定員の拡大を進めます。 平成30年度の利用園児数は14人でした。	こども課
子ども発達相談事業（児童発達支援センター障がい児地域支援）	発達に支援を要する子どもやその家族への相談支援及び保育所等への訪問支援を行います。 平成30年度の相談支援数は94件、訪問支援数は71件でした。	こども課
子ども発達相談事業 【再掲】	未就学児を対象に、発達を支援する必要がある子どもに対し、早期から療育・発達支援を行います。 平成30年度の相談利用者数は261人、相談延べ件数は2,050件でした。	こども課
家庭児童相談事業 【再掲】	あらゆる児童家庭相談に対応し、適切な相談援助活動を行います。 平成30年度の相談延べ件数は5,162件でした。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業での障がい児援助	障がい児の子育てのお手伝いをして欲しい人と、お手伝いができる人との調整を行います。 平成30年度の障がい児への援助件数は1,104件でした。	こども課
障がい児保育 【再掲】	保育園等で障がい児を受け入れて、保育を実施します。平成30年度末現在、市内29園で実施し、受入数は144人となっています。	こども課
保育士等の発達の気になる子に対する対応の研修	集団の中で気になる行動をする園児への対応について、研修を実施します。 平成30年度の研修実施回数は5回、受講者数は130人でした。	こども課
特別障害者手当支給事業（障害児福祉手当）	常時特別の介護を必要とする在宅障がい児への手当の支給を行います。 平成30年度は、対象者277人に手当を支給しました。うち43人が障害児福祉手当です。	社会福祉課

事業名	事業内容	所管課
特別児童扶養手当支給事務	障がい児を監護、養育する家庭に対する手当に関する事務を行います。 平成30年度は、対象者212人に手当を支給しました。	社会福祉課
軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障害者手帳の対象にならない軽・中等度難聴児に補聴器購入費の助成を行います。 平成30年度の助成件数は1件でした。	社会福祉課
下越福祉行政組合参画事業	中井さくら園（旧いじみの学園等）を運営する下越福祉行政組合への事業に参画します。 平成30年度は、構成市町村による運営費を負担しました。	社会福祉課
小学校教育扶助事業、中学校教育扶助事業（特別支援教育就学奨励）	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を補助します。 平成30年度の補助認定者は小・中学校合わせて201人でした。	学校教育課
特別支援学校就学支援事業	市内に住所を有し、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、教育費の負担軽減を図るため補助金を交付します。 平成30年度の交付対象者は88人でした。	学校教育課
新発田市特別支援教育推進委員会	教育・福祉・保健・医療等が連携し、幼児期から学童期までの子どもと保護者に対する啓発活動、児童生徒の交流活動を実施します。 また、教職員・介助員に対する研修会も実施します。	学校教育課
児童クラブでの障がい児受入れ	入会基準を満たす障がい児を可能な限り受け入れます。 平成30年度の月平均登録者延人数は57人でした。	児童センター

個別目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 男女の多様な働き方及びワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方の見直し

育児は、女性だけが行うのではなく、男女がともに協力しながら行うことが求められています。また、国では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進しており、仕事と生活が調和され充実した生活を送ることができるよう、働き方についても見直していくことが重要です。

そのため、男女共同参画の意識啓発や、民間企業や雇用主を対象とした研修会の開催を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
男女共生市民講座	男女共同参画社会推進団体懇談会と共催し、身近なテーマにそって講座を開催し、公民館と連携しながら男女共同参画社会についての啓発を行います。 平成30年度は、「第3次しばた男女共同参画推進プラン」に基づき、4回の男女共生市民講座を実施し、参加者数は168人でした。	人権啓発課
ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発【新規】	ワーク・ライフ・バランスの推進について、情報提供や講座などを開催し、意識の啓発を行います。	人権啓発課
企業への啓発と雇用主を対象とした研修会の開催依頼	市内企業向けに、人権・同和問題研修会を実施し、その中で男女共同参画についても啓発を行います。 平成30年度は、参加企業137社、参加者は138人でした。	人権啓発課
広報、ホームページへの掲載とラジオ放送	FMしばた、広報しばたで男女共生市民講座や男女共同参画週間をPRするほか、男女共同参画についてのコラムを広報しばたに掲載します。 また、男女共同参画推進プランの進捗状況や、ハッピーパートナー企業の登録状況などをホームページに掲載します。 平成30年度は、広報しばたへの掲載が9回、ホームページの更新及び掲載が9回でした。	人権啓発課

2 仕事と子育ての両立の推進

民間企業等に対する育児・介護休暇についての意識啓発や、女性の再就職支援、保育や一時預かり等、仕事と子育てを両立するためのサービスを充実します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
待機児童の解消 【再掲】	私立保育園の新規開設による定員の拡大を図りました。平成27年以降、待機児童は発生していませんが、今後も保育士宿舍の借上助成等、待機児童を発生させないための事業を継続します。	こども課
延長保育 【再掲】	通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。 平成30年度末現在、市内34園で実施しています。	こども課
障がい児保育 【再掲】	保育園等で障がい児を受け入れて、保育を実施します。 平成30年度末現在、市内29園で実施し、受入数は144人となっています。	こども課
子どもデイサービス事業（一時預かり） 【再掲】	保護者の病気、出産、育児のリフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育を実施します。 平成30年度は、市内25か所で実施し、929人の利用がありました。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	子育てのお手伝いをして欲しい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）の調整を行います。 また、産前産後の家事援助サービスの調整も行います。 平成30年度の活動延べ件数は2,787件で、うち12件が産前・産後の家事援助サービスでした。	こども課
通園バスの運行 【再掲】	園児の通園距離が長く、送迎が困難な地域の通園バスを運行します。平成30年度の利用園児数は2,030人となっています。	こども課
休日保育 【再掲】	日曜・祝日に保育を必要とする児童に対し、保育を実施します。平成30年度は、市内1か所で実施し、139人の利用がありました。	こども課
病児・病後児保育 【再掲】	病気の治療中または回復期にある乳幼児等を、専用施設において一時的に預かります。 平成30年度は、市内1か所で実施し、延べ利用者数は719人でした。	こども課
保育士等の研修 【再掲】	保育士等の資質向上のための研修を行います。 平成30年度の研修受講者数は、302人となっています。	こども課

事業名	事業内容	所管課
育児・介護休業法の普及啓発	<p>ハローワーク、商工会議所等を通じて、育児・介護休暇の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する啓発活動を行います。</p> <p>平成30年度は、育児休業をはじめとした、働く女性の妊娠・出産・育児についての法律による定めをまとめたパンフレット等を、商工会議所等の窓口に設置しPRを行いました。</p>	商工振興課
女性の再就職支援	<p>女性の再就職支援を中心とする求職者の就業支援を目的としたセミナーを随時開催します。</p> <p>平成30年度のセミナー参加者数は561人でした。</p>	商工振興課

個別目標6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

乳幼児と触れ合う機会を提供するなど、他人を慈しむ心や、命や生きることの大切さ等の意識を醸成させることで、次代の親の育成を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
高校生等による保育ボランティア	保育園等において、高校生等に乳幼児と触れ合う機会を提供し、育児体験を将来につなげます。 平成30年度の参加者数は49人でした。	こども課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子どもたちの生きる力の育成のため、学力の向上、心身の健康の維持・向上を図る一方で、信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備に努めます。

① 確かな学力の向上

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
学力検査	小学校2年生～6年生、中学校1年生～3年生で実施し、結果を分析して指導に活用します。 平成30年度は、小学校2～6年生の国・算、中学校全学年の国・社・数・理・英の標準学力検査を実施、分析し、学習指導の改善に活用しました。	学校教育課
少人数指導	学校の実態を把握し、小中学校に補助教員を配置します。 平成30年度は、補助教員を13人配置しました。	学校教育課
土曜学習支援事業	子どもたちの学習を習慣化し、確かな学力の定着・向上を図るため、地域と学校が連携して、土曜日を利用した学習支援を行います。 平成30年度の事業実施回数は188回、参加者延人数は2,222人でした。	中央公民館 (地区公民館)

② 豊かな心の育成

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
食とみどりの新発田っ 子プラン 【再掲】	市内すべての幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校で食に関する全体計画等を策定し、食のサイクルに基づく食育に取り組みます。 平成30年度における食育出前講座の延べ件数は159件でした。	教育総務課 こども課
同和教育研究校指定事業	全小・中学校から同和教育研究校を指定し、あらゆる差別と偏見を許さない同和教育を推進します。 平成30年度は、二葉小学校、川東小学校で実施しました。	学校教育課
適応指導教室「さわやかルーム」	不登校生徒に学校以外の学習活動の場を準備し、指導員による学習支援、教育相談を実施します。 平成30年度は、新発田さわやかルーム・加治川さわやかルームを開設し、16人の児童生徒の支援を実施しました。	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後、子どもたちが、異学年児童や地域のボランティアの人々と一緒に、様々な体験・交流活動・学習等を行うことにより、社会性や自主性を育てていくことを目的に実施しています。 平成30年度は、4か所で実施し、月平均の登録延べ人数は62人でした。	児童センター
食の循環ジュニア・キッチン開催事業 (公民館こども交流体験事業・伝統文化こども教室開催事業)	市内農産物の学習や、市内産食材を使用した料理教室を開催します。 平成30年度の事業実施回数は17回、参加者数は165人でした。	中央公民館 (地区公民館)

③ 健やかな体の育成

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
総合型地域スポーツクラブ	国が制定したスポーツ基本法及び基本計画、市スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの活動や環境整備を支援し、市内の子どもたちに幼児期から継続してスポーツを親しめる場や機会の提供を進めます。 平成30年度の参加延べ人数は3,909人でした。	スポーツ推進課
スポーツ少年団	スポーツ少年団の活動の支援を通じて、青少年の健全育成を図ります。 平成30年度末の加盟団数は28、団員数は726人です。	スポーツ推進課
学校体育施設開放	市民の健康増進及び社会体育の普及振興のために、学校の体育施設を開放します。 平成30年度の利用者数は、小学校が94,108人、中学校が33,821人、幼稚園が1,668人でした。	スポーツ推進課
幼児運動遊び	遊びを通じて身体を動かす楽しさや、仲間と目標を達成する経験を育み、運動習慣の定着を図るため、ニーズに応じた運動遊び指導を行います。 平成30年度の参加者数は、延べ63園、1,447人でした。	スポーツ推進課

④ 信頼される学校づくり

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
学校評議員の設置	市内小・中学校で問題解決に早急かつ適切に対応できる体制を地域全体で組織し、緊密な協力関係を構築します。 平成30年度は、小学校19校、中学校10校に設置しています。	学校教育課

第5章

幼児期の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業

第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 計画期間における0歳～11歳人口の推計

平成27年から平成31年の各3月末における住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計した本計画期間における0歳～11歳の人口は次のとおりとなります。

(人)

年齢	実績	推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	624	609	594	580	566	554
1歳	647	646	630	615	601	586
2歳	676	652	651	635	620	606
3歳	729	683	659	658	642	626
4歳	773	733	687	663	662	645
5歳	787	778	738	692	667	666
6歳	789	792	783	743	696	670
7歳	823	792	795	786	746	699
8歳	850	822	791	794	785	745
9歳	764	854	826	795	798	789
10歳	806	766	856	828	797	800
11歳	791	807	767	857	829	798
合計	9,059	8,934	8,777	8,646	8,409	8,184
0-2歳	1,947	1,907	1,875	1,830	1,787	1,746
3-5歳	2,289	2,194	2,084	2,013	1,971	1,937
6-11歳	4,823	4,833	4,818	4,803	4,651	4,501
合計	9,059	8,934	8,777	8,646	8,409	8,184



2 教育・保育提供区域設定

本計画の策定にあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

本市ではこれらの条件及び現状について総合的に勘案し、第1期計画と同様、教育・保育提供区域を市全域とし、1区域とします。

3 幼児期の教育・保育及び地域型保育事業

計画期間における、保育園、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、子ども・子育てに関するニーズ調査結果を参考に、利用状況等に基づき、認定区分別に必要な見込みを設定し、その見込み量に対応するように確保内容とその時期を定めます。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

本市における3歳未満児の保育利用率の目標値は次のとおりです。

3歳未満の保育利用率の目標値

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①3歳未満の人口推計(人)	1,907	1,875	1,830	1,787	1,746
②3号認定の利用定員(人)	1,338	1,344	1,338	1,332	1,323
③保育利用率(②÷①)	70.2%	71.7%	73.1%	74.5%	75.8%

(1) 平成27年度から平成31年度までの利用実績と対計画比

第1期計画期間における利用実績と対計画比は次のとおりです。

1号～3号認定の利用実績と対計画比

(人、%)

	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり			
①計画値(人)	684	1,697	211	402	474	613	1,786	255	443	527
②利用実績(人)	684	1,697	211	402	474	613	1,786	255	443	527
③対計画比(%) ②÷①	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

平成29年度					平成30年度					令和元年度				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり			
506	1,800	267	455	529	479	1,860	277	489	525	395	1,895	291	520	553
513	1,845	283	437	545	445	1,900	296	447	534	359	1,927	290	445	520
101.4	102.5	106.0	96.0	103.0	92.9	102.2	106.9	91.4	101.7	90.9	101.7	99.7	85.6	94.0

(2) 令和2年度から令和6年度までの量の見込み及び確保の内容

0歳～6歳児の推計人口、第1期計画期間における利用実績及びアンケート調査結果等を勘案し、本計画期間中の量の見込み及び確保内容について以下のとおり設定しました。

1号～3号認定の見込み量

(人)

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり			
①量の見込み (必要利用定員総数)	336	1,857	303	475	558	297	1,786	318	466	558
②確保の内容 認定こども園、 幼稚園、保育園	340	1,860	303	477	558	300	1,790	318	468	558
②-①	4	3	0	2	0	3	4	0	2	0

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり				教育のみ	保育あり			
265	1,747	333	457	545	238	1,732	346	449	533	213	1,723	360	440	521
270	1,750	333	459	546	240	1,740	348	450	534	220	1,730	360	441	522
5	3	0	2	1	2	8	2	1	1	7	7	0	1	1

(3) 確保方策

- 公立幼稚園については、入園児童数の減少等の理由により、望ましい幼児教育の推進に著しい困難が予測される場合には、翌年度以降の入園の募集を停止する方向とします。
- 公立保育園については、保育需要が低く、安定的な運営が難しい地域において継続して保育を担います。また、施設の老朽化や今後の児童数の減少等に合わせ、施設の統合や定員等の見直しを検討します。
- 多様な保育ニーズに対応するため私立園の規模は、現状維持を図ります。但し、1号・2号認定児童の減少及び3号認定児童の増加が見込まれることから、受け入れ枠の調整を進めます。
- 保育士の不足が社会問題となっていることから、保育士確保のための研修会等を検討します。
- 地域型保育事業は、必要に応じて実施に向けた検討を行います。
- 医療的ケア児の保育を実現するため、先進地事例など研究を進めます。
- 国の指針に沿って認定こども園への移行に必要な支援を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に掲げられている13事業で、これらの事業について、計画期間における必要な量の見込みを設定し、その見込み量に対応するように確保内容とその時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

新たに、子どもや保護者の身近な場所で、保育園、幼稚園、認定こども園や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本市では、子育てコンシェルジュによる、子育て支援サービスの相談調整を実施します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①					

(2) 地域子育て支援拠点事業

第1期計画において、地域の子育て支援情報の収集および提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点を設置して、安心して子育てできる環境づくりを進めてきました。引き続き、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人回/月)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	2,352	2,729	6,849	6,732	6,582
②利用実績	2,640	7,368	7,699	7,086	
③対計画比 ②÷①	112.2%	270.0%	112.4%	105.3%	

(人回/月)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	6,531	6,421	6,267	6,120	5,980
②確保の内容	6,531	6,421	6,267	6,120	5,980
②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊娠及びお腹の赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、妊娠に、14回の健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行い、また妊娠期間中の適時に医学的検査を実施します。

現在は、妊娠のほとんどの方が、妊娠11週以前に受診を開始し、適正な時期に受診していただいています。

引き続き、早期受診につながるよう医療機関と連携し、働きかけを行い、産科医療機関にて健診を実施していきます。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人日)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	10,640	10,346	9,380	9,268	9,156
②利用実績	8,675	8,537	8,135	7,948	
③対計画比 ②÷①	81.5%	82.5%	86.7%	85.8%	

(人日)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	8,526	8,316	8,120	7,924	7,756
②確保の内容	8,526	8,316	8,120	7,924	7,756
②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師等が訪問し、養育環境等の把握を行い、子育て支援を行います。里帰り出産等の場合も里帰り先自治体と連携し、訪問を行います。

引き続き、すべての家庭の状況を把握し、支援が必要な家庭に、支援を行っていきます。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	765	744	677	668	659
②利用実績	699	686	657	630	
③対計画比 ②÷①	91.4%	92.2%	97.0%	94.3%	

(人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	609	594	580	566	554
②確保の内容	609	594	580	566	554
②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し、保健師や助産師、臨床心理士、子育て経験者等が訪問し、適切な支援を行います。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	120	122	124	127	129
②利用実績	115	116	109	124	
③対計画比 ②÷①	95.8%	95.1%	87.9%	97.6%	

(人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	132	136	140	144	148
②確保の内容	132	136	140	144	148
②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

必要に応じて、事業実施についての検討を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施し、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人日)

		利用実績と対計画比				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	乳幼児預かり	737	752	527	542	557
	小学生預かり	1,069	1,092	687	702	717
	送迎等	1,020	1,042	750	800	850
	その他	-	-	500	500	500
	合計	2,826	2,886	2,464	2,544	2,624
②利用実績	乳幼児預かり	414	512	505	250	
	小学生預かり	488	672	930	1,071	
	送迎等	610	707	1,026	1,104	
	その他	394	512	474	362	
	合計	1,906	2,403	2,935	2,787	
③合計の対計画比 ②÷①		67.4%	83.3%	119.1%	109.6%	

(人日)

		利用実績と対計画比				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の 見込み	乳幼児預かり	234	226	219	214	210
	小学生預かり	1,067	1,064	1,061	1,027	994
	送迎等	1,069	1,050	1,034	1,006	979
	その他	350	344	339	330	321
	合計	2,720	2,684	2,653	2,577	2,504
②確保の 内容	乳幼児預かり	234	226	219	214	210
	小学生預かり	1,067	1,064	1,061	1,027	994
	送迎等	1,069	1,050	1,034	1,006	979
	その他	350	344	339	330	321
	合計	2,720	2,684	2,653	2,577	2,504
②-①		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

保護者の都合により家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を教育・保育施設で一時的に預かり（一般型）、必要な保育を提供します。平成28年度には新発田駅前複合施設「イクネスしばた」にこどもセンターを開設して短時間の一時預かりを実施しています。

また、幼稚園の在園児を対象とした、教育時間終了後や長期休業中の預かりに対応する一時預かり（幼稚園型）を実施します。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

○幼稚園型 (人日)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	103,039	103,039	15,553	15,286	14,947
②利用実績	10,498	15,819	15,946	13,127	
③対計画比 ②÷①	10.2%	15.4%	102.5%	85.9%	

(人日)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	12,235	11,621	11,225	10,991	10,802
②確保の内容	12,235	11,621	11,225	10,991	10,802
②-①	0	0	0	0	0

○一般型 (人日)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	1,989	2,021	1,410	1,386	1,355
②利用実績	1,694	1,413	1,637	1,394	
③対計画比 ②÷①	85.2%	69.9%	116.1%	100.6%	

保育園、こども園、ほのぼの家族分 (人日)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	989	955	927	906	888
②確保の内容	989	955	927	906	888
②-①	0	0	0	0	0

新発田駅前複合施設 こどもセンター分

(人日)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	492	475	461	451	442
②確保の内容	492	475	461	451	442
②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育園等の開所時間(7時から18時)を超えて子どもを保育します。保育園等によって延長時間は異なりますが、1時間から2時間の延長を実施します。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。なお、単位は「人」となります。

(人日)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値(人日)	21,616	22,437	18,306	18,906	19,554
②利用実績(人日)	22,592	18,535	18,686	20,873	
②利用実績(人)				(1,843)	
③対計画比 ②÷①	104.5%	82.6%	102.1%	110.4%	

(人日、人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人日)	20,337	19,738	19,288	19,006	18,770
②確保の内容(人日)	20,337	19,738	19,288	19,006	18,770
①量の見込み(人)	1,796	1,743	1,703	1,678	1,657
②確保の内容(人)	1,796	1,743	1,703	1,678	1,657
②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

子どもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難な時期において、保育園、医療機関に付設された専用スペースで一時的に保育を実施します。

第1期計画における利用実績と対計画比、本計画における量の見込みと確保の内容は、次のとおりです。

(人日)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	840	1,176	724	753	770
②利用実績	460	702	736	719	
③対計画比 ②÷①	54.8%	59.7%	101.7%	95.5%	

(人日)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	768	788	810	836	860
②確保の内容	768	788	810	836	860
②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後子ども総合プランの取り組み

本計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として位置付けるにあたり、「放課後子ども総合プラン」に係る事業計画について盛り込むこととします。

ここでは、「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みとして、子ども・子育て支援事業計画に掲載の放課後児童クラブの目標事業量に加え、放課後子ども教室の整備、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備について記載します。

また、新たに小学校へ就学する子どもが円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を図ります。

①一体型、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動が一体的または連携した運営がなされるよう推進していきます。

放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が計画の段階から連携・協力しながら、子ども教室に参加する児童のほか児童クラブの児童が参加しやすい共通プログラムを実施します。

また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所として、小学校の余裕教室の状況を把握しながら、小学校敷地内、小学校隣接地のほか、コミュニティセンター等を有効活用し、児童にとって安心・安全な活動場所を整備することを目指します。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実績箇所数	2か所	3か所	4か所	4か所	5か所
一体型	0か所	1か所	2か所	2か所	2か所
連携型	0か所	1か所	1か所	1か所	2か所
その他	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画箇所数	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所
一体型	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所
連携型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
その他	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

各放課後児童クラブにおける育成支援の内容については、市の広報誌への掲載等により、利用者や地域住民への周知を図ります

また、開所時間の延長については、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

○低学年

(人)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	815	784	870	875	885
②利用実績	793	861	910	935	
③対計画比 ②÷①	97.3%	109.8%	104.6%	106.9%	

(人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1,062	1,096	1,124	1,105	1,081
②確保の内容	1,062	1,096	1,124	1,105	1,081
②-①	0	0	0	0	0

○高学年

(人)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	108	131	118	123	128
②利用実績	111	114	142	140	
③対計画比 ②÷①	102.8%	87.0%	120.3%	113.8%	

(人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	225	233	239	234	229
②確保の内容	225	233	239	234	229
②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子育て世帯の負担軽減を図るため施設等利用給付を実施し、世帯の所得状況等により3～5歳児の副食費を助成する事業、及び、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施についても検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

第6章



計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 県との連携

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたり、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、県との連携を図ります。

(2) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政以外にも、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含め、社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育園等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行い、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(3) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「新発田市子ども・子育て会議」及び「新発田市子ども・子育て庁内推進委員会」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、検証した結果に基づき、必要に応じて施策の見直しを行い、修正を図りながら実施していきます。

資料編



資料編

1 新発田市子ども・子育て会議条例

平成26年3月12日
条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、新発田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 新発田市子ども・子育て会議

(1) 新発田市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成29年8月1日～令和2年7月31日

区 分	氏 名	備考
1号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	金山 愛子	会長
2号委員 事業主を代表する者	松田 亜希子	
3号委員 労働者を代表する者	木村 雅子	副会長
4号委員 子どもの保護者	井上 大樹	
	大堀 正幸	
5号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	伊藤 信行	
	吉井 元樹	
	斎藤 孝正	
	加藤 俊郎	
	皆川 美枝	
	平野 京子	
	小林 大輔	
	藤田 八重子	
	高橋 絵理	
	青木 真紀子	
	中山 恭子	
事務局	こども課	

(2) 新発田市子ども・子育て会議開催経過

回	開催日	議題
第1回	令和元年7月26日	○新発田市子ども・子育て支援事業計画の策定について「計画構成(案)、現状と課題」
第2回	令和元年11月21日	○計画施策体系について (書面審査)
第3回	令和元年12月25日	○計画(素案)について
第4回	令和2年3月19日	○計画(素案)に関するパブリックコメントについて ○子ども・子育て支援事業計画(案)最終確認 (書面審査)

3 新発田市子ども・子育て庁内推進委員会

新発田市子ども・子育て庁内推進委員会名簿

任期：平成31年4月1日～令和2年3月31日

役職	氏名	職名	備考
委員長	下妻 勇	副市長	
委員	伊藤 正仁	人権啓発課長	
委員	中野 修一	地域安全課長	
委員	渡邊 誠一	市民まちづくり支援課長	
委員	阿部 博子	健康推進課長	
委員	見田 賢一	スポーツ推進課長	
委員	坂上 新一	社会福祉課長	
委員	平田 和彦	新発田駅前複合施設長	
委員	樋口 茂紀	商工振興課長	
委員	大滝 一仁	地域整備課長	
委員	五十嵐 富士雄	維持管理課長	
委員	小野 正一	建築課長	
委員	山口 誠	教育総務課長	
委員	萩野 喜弘	学校教育課長	
委員	米山 淳	中央公民館長	
委員	井越 信行	青少年健全育成センター・児童センター所長	
事務局	こども課		

**第2期新発田市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)**



発行年月／令和2年3月
発行／新発田市
編集／新発田市 こども課
〒957-8686
新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
TEL 0254-22-3030 (代表)

